

2025 年度 保存版 【別冊】

富士フィルムグループ団体保険のご案内

重要事項説明書

「団体損害保険」 三井住友海上火災保険株式会社

P1~P42

「社員グループ保険」 日本生命保険相互会社

P43~P52

「医療保険 入院保障保険 (プライム 60)」 アクサ生命保険株式会社 F

P53~P59

「生活習慣病保障プラン〈無配当医療保障保険(団体型)〉」 大樹生命保険株式会社 P61~P64

この冊子には富士フイルムグループ団体保険の加入手続きのための健康状況告知書質問事項や保障(補償)内容に関する大切な事柄が記載されています。お手続きの前に商品パンフレットとあわせてご一読いただき、内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申込みくださいますようお願いします。 なお、「商品パンフレット」と「別冊」は各商品の保険期間終了まで必ず保管ください。

保険金の種			23 の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の: 保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		傷害死亡保険金 ★傷害		●保険契約者、被保険者または保険金
ı		保険期間中の事故による ケガ*のため、事故の発 生の日からその日を含め て 180 日以内に死亡さ れた場合	[傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金額を差し引いた額をお支払いします。	を受け取るべき方の故意または重大 な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為 によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び 運転*または麻薬等を使用しての運 転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失による
		傷害後遺障害保険金★	· ·傷害補償(標準型)特約	ケガ 日帝士をは済命による
総合	傷害保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 「傷害入院保険金★傷害保険期間中の事故によるケガ*のため、入この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支 払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金す。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を当びてお支払いする傷害後遺障害保険金なります。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金をお支払いする場合」	●妊娠、日産、早産または流産によるでガーのは、日産、日産を支払が保険金を支払が保険金を支払が保険金を支払が保険金を支払が保険金を支払が保険金を支払が保険金を支払が出て、日の世の医療のでは、日の世のでは、日の世のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日
C		傷害手術保険金 ★傷害	に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保 険金を重ねてはお支払いしません。 評補 信(標準型)特約	山岳登はん $(*1)$ 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 $(*2)$ 操縦 $(*3)$ 、スカイダイビング、ハンググライダー
		保険期間中の事故によ	①入院*中に受けた手術*の場合	搭乗、超軽量動力機 ^(*4) 搭乗、ジャイ ロプレーン搭乗
		るケガ*の治療*のため、 事故の発生の日からその 日を含めて 180 日以内 に手術*を受けられた場 合	 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 	その他これらに類する危険な運動 (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3)職務として操縦する場合は含みません。 (*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

	計
(前) (標準型) 特約 (信書通院保険金 ★傷書補償 (標準型) 特約 (信書通院保険金 ★傷書補償 (標準型) 特約 (信息 を	前ページと同じ)

セットする特約	特約の説明					
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。					
就業中の傷害危険対象外特約 (1A・2A プラン)	職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険 金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となり ます。					
天災危険補償特約 (1A・2A・1B・2B・1C・2C プラン)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の ときも、傷害保険金をお支払いします。					



保険金をお支払いしない主な場合

●保険契約者、被保険者または保険

●闘争行為、自殺行為または犯罪行

●精神障害(*1)およびそれによる病

●戦争、その他の変乱*、暴動による 病気(テロ行為による病気は、条 件付戦争危険等免責に関する一部 修正特約により、保険金の支払対

●核燃料物質等の放射性・爆発性等

●妊娠または出産(「療養の給付」 等(*3)の対象となるべき期間につ いては、保険金をお支払いしま

●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症

●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4)

(加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時(*5)より前に 発病*した病気(*4)については 保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償するプラン に継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*6)か

らご加入の継続する期間を遡及 して1年以前であるときは、保 険金をお支払いします。

10月12日総務庁告示第75

号に定められた分類項目中の

分類コードF00からF09

またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編

「疾病、傷害および死因統計 分類提要 ICD-10(2003

年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセッ

ト後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存

(*2)これにより発生した保険金支 払事由に該当した被保険者の 数の増加がこの保険の計算の 基礎に及ぼす影響が少ないと 引受保険会社が認めた場合 は、保険金の全額または一部

をお支払いすることがありま

(*3)公的医療保険を定める法令に 規定された「療養の給付」に 要する費用ならびに「療養 費」、「家族療養費」および「保 険外併用療養費」をいいます。

(*4)その病気と医学上因果関係が

ある病気*を含みます。

(*5)病気を補償するプランに継続

加入された場合は、継続加入

してきた最初のご契約の保険 期間の開始時をいいます。

(次ページへ続く)

(*1)「精神障害」とは、平成6年

状を訴えている場合に、それを裏 付けるに足りる医学的他覚所見の

重大な過失による病気※

為による病気

象となります。)(*2)

による病気^(*2)

す。)

ないもの*

金を受け取るべき方の故意または

保険金をお支払いしない主な場合

病入院が開始したものとみな

疾病保険金の「保険金をお支払い

しない主な場合」と同じ。ただし、

(注) および(*5)の「病気を補

償するプラン」を「この特約をセッ

トしたご契約」と読み替えます。

(前ページからの続き)

保険金	定の種	類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払客	Į.
			疾病入院保険金 ★疾病補 ☆特定精	i償特約 請神障害補償特約セット	Р10 (☆)参照
			保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。)(*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の (注 1)疾病入院の日数には以下の日 ●疾病入院された日からその日を 間*(1,095 日)が満了した日 入院の日数 ● 1 回の疾病入院*について、 支払うべき日数の合計が支払 日)に到達した日の翌日以降の (注2)疾病入院保険金をお支払いる 疾病入院保険金の「保険金を に該当する病気*を発病*さ	田数を含みません。 を含めて支払対象期 の翌日以降の疾病 疾病入院保険金を 限度日数*(1,095 の疾病入院の日数 する期間中にさらに お支払いする場合」 された場合は、疾病
			疾病手術保険金 ★ 疾病補		
				術保険金等支払倍率変更特約セット 青神障害補償特約セット	Р10 (☆) 参照
病 気 保 険 (B· S· H· SF)	団体総合生活補償保険(MS&AD型)	疾病保険金	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合(*)病気を補償すされたものでといるは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお ①入院*中に受けた手術*の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法なります。 ①同一の日に複数回の手術を受け疾病手術保険金の額の高いいるついてのみ保険金をお支払いし。 ②1回の手術を2日以上にわたこその手術の開始日についてのおとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が、れるものとします。 ④医科診療報酬点数表において、で複数回まが、ものとします。 ④医科診療報酬点数表において、で複数回といるのよとの手術の開始日についてのおとします。 ④医科診療報酬点数表において、でものとします。 ④医科診療報酬点数表において、で複数回として、被保険けた場合として、被保険けた病手で受けたの子ではないしません。	は下記のとおりと けた場合 がれか 1 つの手術に います。 いた場合 が手術を受けたもの が手術を受けたもの が手術を受けたもの 一連の第三章を に立る場合 ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる
				r疾病補償特約 ∵特定精神障害補償特約セット	Р10 (☆)参照
			①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合(*)病気を補償するプランに継続加入された場合	1回の放射線治療*について、次のす。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1)同一の日に複数回の放射線治験金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払を複数回受けた場合は、疾病が支払われることとなった直受けた日からその日を含めてた放射線治療については、係ません。	治療を受けた場合 治療についてのみ保 いるべき放射線治療 病放射線治療保険金 直前の放射線治療を 160日以内に受け

は、継続加入してきた

最初のご契約の保険期

間の開始後とします。

保険金	会の種	類	保険金をお支払いする	5場合	保険金のお支払	公額
					i償特約 神障害補償特約セット	Р10 (☆) 参照
病気保	団体総合生活補償保険	疾病保険金	疾病入院保険金をおうする疾病入院が終了した後、その疾病/院した後、その疾病/原因となった病気*のため、通院*された(以下、この状態を通院」といいます。)		疾病通院保険金日額 × 疾病通院保険金日額 × 疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数には以下の●疾病入院の終了した日の翌日院保険金の支払対象期間にの時に保険金の支払対象が事場では、	□ 大阪 (180) 1.09
険	償保険	疾症			めて疾病通院保険金をおす 記時一時金補償特約 は時で害補償特約セット	を払いします。 P10 (☆) 参照
8E 8 1 8H 8F	(MS&AD型)		病入院」の状態が、免 病入院」の状態が、免 (0日)を超えて継続	克責期	疾病入院時一時金額の全額 (注1)1回の疾病入院*につき1 します。 (注2)疾病入院時一時金をお支払 に疾病入院時一時金の「 る場合」に該当する病気* 疾病入院時一時金を重ね ん。	ないする期間中にさら 保険金をお支払いす を発病*した場合は、
)					:時一時金補償特約 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	Р10 (☆) 参照
		را ا 2	「疾病入院」の状態が 以上継続した後に、生存 退院された場合 「疾病入院」の状態が 日を超えた場合	字して	疾病退院時一時金額の全額 (注1)1回の疾病入院*につき1します。 (注2)左記「保険金をお支払いる疾病退院時一時金をお支払しる場合された場合でも、左記する場合」の①による疾病ではお支払いしません。	する場合」の②により ないした後、生存して 己「保険金をお支払い
			長期入院時保険金	☆特定	長期入院時保険金補償(90日ごと用)特紹 2精神障害補償特約セット	9 10 (☆)参照
			病入院」の状態が 9C こなった場合)日以	疾病長期入院時保険金額の全額 (注)1回の疾病入院*における疾疾病入院を開始した日からるの整数倍となるごとに、おす (*)疾病入院保険金の支払限度に到達した日の翌日以降の疾	その日を含めて 90 日 込払いします。 ほ日数*(1,095 日)

<u>Сли</u>	人にめたうしの由意	引用(必ずの読みへたさ)	パック・三井住友海上
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	疾病手術費用保険金 ★疾病手術に伴う費 ☆疾病手術臨時費用 ☆特定精神障害補償 保険期間中に疾病入院を開始した場合で、その疾病入院の期間中(*)に、医師*による健康	対象外特約	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に
病	保険の手術料の対象となる手術を受けられた場合。 (*)疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)が満了するまでの間に限ります。	お支払いします。ただし、ア.からウ.までの費用の合計は、1回の疾病入院*につき疾病手術費用保険金額を限度とします。 ア. 手術日以降の入院中の治療*に要した費用 イ. 手術日以降の病院または診療所のベッドまたは病室の使用料 ウ. 医師*の指示により、手術のため	発病*した病気(*4)については 保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットした ご契約に継続加入された場合 で、病気を発病した時が、その 病気による入院*を開始された 日からご加入の継続する期間を 遡及して1年以前であるとき は、保険金をお支払いします。
気 保 険		入院※中の病院または診療所より、他の病院または診療所へ移転するための移転費(医師または看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。また、手術後に入院中の病院または診療所へ再移転するための費用を含み	(*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
険(Mの&AD型) 総・81・8H・8F		ます。) (*)疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)が満了するまでの間に限ります。 (注1)次のいずれかの給付等がある場合は、実際にかかった費用から差し引きます。 ●公的医療保険制度*または労働者災害補償制度*から給付される費用	
)		●加害者等から支払われた損害賠償金 など (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含み	

ます。)が他にある場合、補償 の重複が発生することがありま す。補償内容の差異や保険金 額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。



保険金の種類	保険金を	お支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	葬祭費用保険金 (8Eのみ)	★葬祭費用補償特約		<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険: を受け取るべき方の故意または重大な過失によ
病の気には、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	該を① ② ③ (・ * * * * * * * * * * * * * * * * * *	事的では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	補償をおいて、とまでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	●関争行為。は犯罪気には国際では、では、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない

	原のため先進医療を受けた場合、P3〜病保険金の「保険金をお支払いしなし」と同じ。ただし、疾病保険金の「保 支払いしない主な場合」の(注)を次読み替えます。 検期間の開始時(*5)より前に被ったケ または発病*した病気*(*4)について 保険金をお支払いしません。 ごし、先進医療に伴う費用を補償する ランに継続加入された場合で、ケガの 国となった事故発生の時または病気を した時が、そのケガまたは病気によ
ゲカ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療に*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2) を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時ま ①ケガの原因となった事故発生の時ま ②「ケガの原因となった事故発生の時ま」 ②「大道医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)(*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費には、保険外併用療養費には、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、(*5)先	支払いしない主な場合」の(注)をが読み替えます。 検期間の開始時(*5)より前に被ったケ または発病*した病気*(*4)について 保険金をお支払いしません。 ごし、先進医療に伴う費用を補償する ランに継続加入された場合で、ケガの 別となった事故発生の時または病気を
(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時ま ②「ケガの原因となった事故発生の時ま」 イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費を含みます。とだったが、ときなった事故発生の時までは、第とのでは、第とのでは、第とのでは、第2年のでは	または発病*した病気*(*4)について 保険金をお支払いしません。 どし、先進医療に伴う費用を補償する ランに継続加入された場合で、ケガの 因となった事故発生の時または病気を
までいたのでは、	正進医療を開始された日からご加入の 続する期間を遡及して1年以前である には、保険金をお支払いします。 にの病気と医学上因果関係がある病気** にできるといいます。 に対してである。 に対してである。 に対してである。 に対してである。 に対している。 に対していいます。 をいいます。 をいいます。 をのためきは保険金をお支払いしませまさい。 はまるときは保険金をお支払いしませまさな。 にはまるときは保険金をおすがあるよる。 等*のためきまは保険金をおすがあるよる。 等*の無資格運転、酒気帯びガガガガカのによるケガが消み。 はまるときないの運転失によるケガガガガガガガがのできまたは流産とするが保険金を支がが、 はまるときなが、 の無変によるを受けたがありますができまたは、 をいいます。 をのからしまないしませます。 をいいます。 をのからしまないしませます。 をいいます。 をのからいまないしませます。 をはまるたけが、 をないいきないかがあるとがであるかが、 をないいます。 をないいます。 をないいます。 をないいます。 をないいまするがは、 をないいます。 をないい。 をないが、 をない

保険金の)種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		親介護一時金 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償 護一時金支払特約用)セット(K2のみ		●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態
病 気 保 険(オプションK・K)	団体総合生活補償保険(MS&AD型)			介護状態 ●自動車等**の無資格運転、酒気帯び運転**中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的とて医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、ででしてなった場合は、保険金をおすでは、保険金をおすが変を用いた場合は、保険金をおすが変を用いた場合は、保険金をおする。) ●戦争、その他の変乱**、暴動による要介護状態の時金の支払は噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部定候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合による要介護状態の原因となった事由(*2)が発生したで要介に影が発生したで、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生したご契約に総続加入された場合で、要介護状態の原由となった場合で、要介護状態の原因となった場合で、要介護状態の原因となった場合で、要介護状態の原因となった場合で、要介護状態の原因となった場合で、要介護状態が開始した日からご加入なれた場合で、要介護状態が開始した日からご加入をごとなった事は*2)が発生した時が、その事はによる要介護状態が開始した日からご加入するでは、保険金をおするで、要介護状態が開始した日からご加入するで、要介護状態が開始した日からご加入するで、要介護状態が開始した日からで使用を対しません。ただし、この特約をといるによるでは、といるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるでは、といるでは、これるいるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるいるでは、これるでは、これるいるでは、これるでは、これるいるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるではないるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるでは、これるいるでは、これるいるでは、これるいるでは、
		す。なの、行利依休院有に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP32の<代理請求人について>をご覧ください。		の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の対力が発生した場合を含みます。



保険金の種類

償保険

(MS&AD

介護による休業補償保険金 ★親の介護による休業補償特約

保険金をお支払いする場合

☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護に よる休業補償特約用)セット

保険期間中に、要介護状態(要 介護2以上の状態)*である介 護対象者※を介護するために、 被保険者が介護による休業*を 93日(免責期間※)を超えて 取得した場合

(注)【継続加入において、継続 前後でご契約のお支払条件 が異なる場合のご注意】 介護による休業を補償する プランに継続加入の場合 で、要介護状態の原因と なった事由が発生した時が この保険契約の保険期間 の開始時より前であるとき は、保険金のお支払額は次 の①または②の金額のう ち、いずれか低い金額とな ります。

- ①要介護状態の原因となっ た事由が発生した時の保 険契約のお支払条件で算 出した金額
- ②この保険契約のお支払条 件で算出した金額

ただし、要介護状態の原因 となった事由が発生した時 が、休業を開始した日から ご加入の継続する期間を遡 及して1年以前であるとき は、②により算出した金額 をお支払いします。

介護による休業補償保険金額 × てん補期間内

保険金のお支払額

介護による休業期間※の月数

- (注 1)介護による休業補償保険金額が被保険者 の平均月間定期所得額*を超えている場 合には、平均月間定期所得額を介護によ る休業補償保険金額として保険金のお支 払額を計算します。
- (注2)休業中に得られる定期所得*があり、支 払保険金と合算した額が平均月間定期所 得額にてん補期間内介護による休業期間 所得額にてん補期間内介護による休業期 間を乗じた額から定期所得の額を差し引 いて保険金のお支払額を計算します。
- (注3)てん補期間内介護による休業期間が1か 日数が発生した場合は、1か月を30日 します。
- (注4)免責期間*を超える休業が終了した後、 休業の原因となった介護対象者*の介護 のため、再び休業を開始した場合は、後 の休業は前の休業と同一の休業とみなし ます。ただし、介護対象者の要介護状態 が終了した日からその日を含めて6か月 を経過した日の翌日以降にその介護対象 者が再び要介護状態となり休業を開始し た場合は、後の休業は新たな休業として 取り扱います。
- (注5)複数の介護対象者を介護することを目的 として休業を取得した場合であっても、 勤務先に届出を行ったいずれか1名の介 護対象者を介護するために休業を取得し たものとして取り扱い、その重複する期 間に対して、重ねては保険金をお支払い しません。
- (注6)補償内容が同様の保険契約 (異なる保険 種類の特約や引受保険会社以外の保険契 約を含みます。)が他にある場合、補償 の重複が発生することがあります。補償 内容の差異や保険金額、加入の要否をご 確認いただいたうえでご加入ください。

●保険契約者、被保険者、介護対象者※ま たは保険金を受け取るべき方の故意また は重大な過失による要介護状態

保険金をお支払いしない主な場合

- ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によ る要介護状態
- ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転* 中の事故による要介護状態
- ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の 使用による要介護状態(ただし、治療* を目的として医師※がこれらのものを用 いた場合は、保険金をお支払いします。)
- ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱 用による要介護状態(ただし、治療を目 的として医師が薬物を用いた場合は、保 険金をお支払いします。)
- を乗じた額を超える場合、平均月間定期 | ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介 護状態(テロ行為による要介護状態は、 条件付戦争危険等免責に関する一部修正 特約により、保険金の支払対象となりま ਰ੍ਹੇ)
- 月に満たない場合または1か月未満の端 | ●地震もしくは噴火またはこれらを原因と する津波による要介護状態
- とした日割計算により保険金の額を決定│●核燃料物質等の放射性・爆発性等による 要介護状態
 - ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部 症候群*、腰痛その他の症状を訴えてい る場合に、それを裏付けるに足りる医学 的他覚所見のないもの*

(注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護 状態の原因となった事由(*2)が発生し た場合は、保険金をお支払いしませ ん。

ただし、この特約をセットしたご契約 に継続加入された場合で、要介護状態 の原因となった事由(*2)が発生した時 が、その事由による要介護状態が開始 した日からご加入の継続する期間を遡 及して1年以前であるときは、介護に よる休業補償保険金をお支払いしま す。

- (*1)この特約をセットしたご契約に継続 加入された場合は、継続加入してき た最初のご契約の保険期間の開始時 をいいます。
- (*2)公的介護保険制度※を定める法令の 規定による要介護認定または要支援 認定の効力が発生した場合を含みま す。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上から、介護一時金支払特約用)セ		●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態
病	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合(*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。	介護一時金額の全額 (注)介護一時金をお支払いし た場合、この特約は失効 します。	●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関
気保険(オプションZ) 団体総合生活補償保険(MS&AD型)	(注)【継続加入において、継続前後で契約のお支払条件が異なる場合のご注意】被保険者が要介護状態となった場合で活着償するプラブ護状態の時間の場合で、要介護生し間の保険であるとの保険契約あるとのでは、いずれいは、いずれいは、いずれが発生した。のよりますが発生したの原因となりますが発生したののはした金額が発生したののはのは、要介護状態の原因と保険のありますが発生したの関心となりますが発生したの関心にあるである。②この保険ののは、要介護状態の原因とは、要介護状態の原因となりますが発生した金額をでし、要介護状態の原因と、要介護状態の原因となりますが発生した。第一次によりますが発生した。第一次によりでは、まりによりでは、まりには、まりには、まりには、まりには、まりによりには、といいにおいては、といいには、といいにおいて、といいには、は、は、といいには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		である。 「行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの** ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。その病気ととと関果関係がある病気*を含みます。)による要介護状態 (注)保険期間の開始時(*¹)より前に要介護状態の原因となった事由(*²)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、が、その事由による要介護状態の原因となっきは、の情治をときは、介護一時を変約に継続加入してきたよりらご加入の継続するように継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をでしたで契約による要介護が開始したさます。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入します。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

		l l
	【特約の説明】	
	セットする特約	特約の説明
	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
	疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (8E・8I・8H・8F プラン)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支 払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。
	一時金、疾病長期入院時保険金 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が	対線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病入院時一時金、疾病退院時 関なる場合のご注意】 保険者が疾病入院(*²)の原因となった病気(*³)を発病*した時がこ
呆		保険全のお支払類は次の①主たけ②の全類のうち 1をわか低い類

の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額

- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
- ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
- ただし、病気(*3)を発病した時が、その病気による入院(*2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以 前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
- (*1)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替え ます。
- (*2)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放 射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (*3)疾病入院(*2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

保

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
修置收款	傷害死亡保険金 ★傷害補償 日1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 傷害後遺障害保険金 ★傷害補 日1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 傷害後遺障害保険金 ★日常生活 日常生活賠償保険金 ★日常生活 日保険期間中の次のア・またはイ・の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 日本国内において保険期間中の次のア・またはイ・の偶然な事故により、で見害賠償責任を負われた場合 日本国内において保険期間中の次のア・またはイ・の偶然な事故により、こと等が原因で電車等(*1)	(標準型) 特約 P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 間(標準型) 特約 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容 間(標準型) 特約 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容 は保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により 支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権 者に対して損害賠償金を支払ったことにより 代位取得するものがある場合は、その価額 -	P 1 ケガ保険の傷害保険金と同内容ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害・一般保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)・他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任・被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任・被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
質保 (標準型) 団体総合生活補償保険(標準型)	(大学生) (本内に) (大学性) (大学性	(注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要としまります。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害必要または益であった表表に表す。 (注3)上記第式生また益であった表表に表現事等をお支払いしまりで表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	●第三者との損害賠償に関する約定によの損害賠償に関する約定による損害賠償責任 ●心では、一心では、一心では、一心では、一心では、一心では、一心では、一心では、一



保険金の種類保険金をお支払いする場合 保険金のお支払額 保険金をお支払いしない主な場合 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代 受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約 理人の故意による損害 保険期間中で、受託物(*1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 を住宅内保管中または一時 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または する法律上の損害賠償責任の額(*) + 判決 的に住宅外で管理している 麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 間に、損壊(*2)・紛失・盗 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび |により支払を命ぜられた訴訟費用または| 難にあったことにより、受 腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねず |判決日までの遅延損害金|-|被保険者が損 託物について正当な権利を み食い、虫食い、欠陥等による損害 有する方に対して法律上の ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による 害賠償請求権者に対して損害賠償金を支 損害賠償責任を負われた場 損害 |払ったことにより代位取得するものがあ| ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気 [*1)「受託物」とは、被 的事故・機械的事故(故障等)による損害 |る場合は、その価額|-|免責金額*(1回 保険者が日本国内に ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 おいて、日常生活の の事故につき5,000円) ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他 必要に応じて他人 これらに類するものの吹込みや漏入による損害 (*)被害受託物の時価額が限度となりま (レンタル業者を含 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕 みます。)から預かっ (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保 事上の損害賠償責任) た財産的価値を有す ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるもの 険金額がお支払いの限度となりま る有体物をいいま を含みません。)、銃器、職務のために使用する動 す。ただし、P20 (注2)損害賠償金額等の決定については、 産または不動産の所有、使用または管理に起因す の「補償対象外とな あらかじめ引受保険会社の承認を必 る損害賠償責任 る主な『受託物』」 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 要とします。 を除きます。 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重さ (注3)上記算式により計算した額とは別 (*2)「損壊」とは、滅失、 れた損害賠償責任 に、損害の発生または拡大を防止す 破損または汚損をい ●心神喪失に起因する損害賠償責任 るために必要または有益であった費| います。ただし、滅 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 用、示談交渉費用、争訟費用等をお 償 失には盗難、紛失ま ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任 支払いします。 たは詐取を含みませ (収益減少等) (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる 保険種類の特約や引受保険会社以外 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反した 険 (注)被保険者の範囲は、本 ことまたは本来の用途以外に受託物を使用したこ の保険契約を含みます。) が他にあ 人、配偶者*、同居の親 る場合、補償の重複が発生すること とに起因する損害賠償責任 族および別居の未婚* ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 があります。補償内容の差異や保険 の子となります。なお ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 金額、加入の要否をご確認いただい これらの方が責任無能 による損害 たうえでご加入ください。 力者である場合は、親 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 権者·法定監督義務者· ● P20 の「補償対象外となる主な『受託物』」の 監督義務者に代わって 責任無能力者を監督す など る方(責任無能力者の 6親等内の血族、配偶 者および3親等内の姻 族に限ります。)を被 保険者とします。「同 5F 居の親族 とは、本人 またはその配偶者と同 居の、本人またはその 配偶者の6親等内の血 族および3親等内の姻 族をいいます。「別居 の未婚の子」とは、本 人またはその配偶者と 別居の、本人またはそ の配偶者の未婚の子を いいます。 【特約の説明】

【行ぶりつまたり】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット

の額とします。

度となります。

ります。

(注1)損害の額は、再調達価額※によって

定めます。ただし、被害物が貴金属

等の場合には、保険価額によって定

めます。なお、被害物の損傷を修繕

しうる場合においては、損害発生直

前の状態に復するのに必要な修繕費

をもって損害の額を定め、価値の下

落(格落損)は含みません。この場

合においても、修繕費が再調達価額

を超えるときは、再調達価額を損害

のものについて 10万円が限度とな

ります。ただし、通貨または乗車券

等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・

航空券、宿泊券、観光券または旅行

まれません。)もしくは小切手につ

いては1回の事故につき5万円が限

保険種類の特約や引受保険会社以外

の保険契約を含みます。) が他にあ

る場合、補償の重複が発生すること

があります。補償内容の差異や保険

金額、加入の要否をご確認いただい

たうえでご加入ください。

(注3)保険金のお支払額は、保険期間を通

(注2)損害の額は、1個、1組または1対

き 3,000円)

保

険

金

保

保険金の種類 保険金をお支払いする場合 保険金のお支払額 傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約 P1ケガ保険の傷害死 P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 亡保険金と同内容 傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約 傷 P1ケガ保険の傷害後 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内 遺障害保険金と同内容| 容

携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約

保険期間中の偶然な事故

(盗難・破損・火災など)

により、携行品^(* 1)に損害

(*1)「携行品」 とは、被

保険者が住宅(敷地

を含みます。)外に

おいて携行している

被保険者所有の身の

回り品(*2)をいいま

す。ただし、P20

の「補償対象外とな

る主な『携行品』」

被保険者が所有す

る、日常生活におい

て職務の遂行以外の

目的で使用する動産

(カメラ、衣類、レ

ジャー用品等)をい

を除きます。

います。

(*2)「身の回り品」とは、

が発生した場合

保険金をお支払いしない主な場合

P 1 ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。

- ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 によるケガ
- 10 6 家族型への変更に関する特約

<家族型への変更に関する特約をセットする場合> 追加される事由 ●下記の「補償対象外となる 職業」に従事中のケガ 除外される事由 ●保険契約者の故意または重 大な過失によるケガ

「補償対象外となる職業」

オートテスター (テストライダー)、オートバイ競 争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選 手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みま す。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲー ム選手(レフリーを含みます。)、力士

- その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべ
- き方の故意または重大な過失による損害
- ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 損害の額 - 免責金額*(1回の事故につ) ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または
 - 麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損
 - ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さ び・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然 発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害
 - ●携行品の平常の使用または管理において通常発生 し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆが み、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保 険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の 喪失または低下を伴わない損害
 - ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気 的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただ し、これらの事由によって発生した火災による損 害を除きます。
 - ●携行品である液体の流出による損害。ただし、そ の結果として他の携行品に発生した損害を除きま
 - 券をいいます。ただし、定期券は含 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害
 - ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行 為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する 一部修正特約により、保険金の支払対象となりま
- じ、携行品損害保険金額が限度とな ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 による損害 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる
 - ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
 - P20 の「補償対象外となる主な『携行品』」の

など

【特約の説明】

11343 - 2013	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
家族型への変更に関する特約(10G プラン)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」 に記載のとおり変更します。

ゴルファー賠償責任保険金★ゴルファー賠償責任保険特約

保険期間中のゴルフの練習中、 競技中または指導中の偶然な事 故により、被保険者(*)が他人 の生命または身体を害したり、 他人の物(ゴルフカート等他人 から借りたり預かったりした物 を除きます。)を壊したりして、 法律上の損害賠償責任を負われ た場合

保険金をお支払いする場合

保険金の種類

ゴ

ル

フ

ァ

向け

保

険

6E

6D

6A

6B

(*)本人をいいます。ただし、 本人が責任無能力者である 場合は、親権者・法定監督 義務者・監督義務者に代 わって責任無能力者を監督 する方(責任無能力者の6 親等内の血族、配偶者※お よび3親等内の姻族に限り ます。)を被保険者としま

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法 律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命

ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金

保険金のお支払額

- 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠

償金を支払ったことにより代位取得するものがあ る場合は、その価額 - 免責金額*(0円)

- (注1)1回の事故につき、保険金額が限度となり
- (注2)損害賠償金額等の決定については、あらか じめ引受保険会社の承認を必要とします。
- (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害 の発生または拡大を防止するために必要ま たは有益であった費用、示談交渉費用、争 訟費用等をお支払いします。
- (注4)日本国内において発生した事故について は、被保険者のお申出により、示談交渉を お引受けします。ただし、損害賠償請求権 者が同意されない場合、被保険者が負担す る法律上の損害賠償責任の額が保険金額を 明らかに超える場合、正当な理由なく被保 険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に 関する訴訟が日本国外の裁判所に提起され た場合には示談交渉を行うことができませ んのでご注意ください。
- (注5)補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種 類の特約や引受保険会社以外の保険契約を 含みます。)が他にある場合、補償の重複 が発生することがあります。補償内容の差 異や保険金額、加入の要否をご確認いただ いたうえでご加入ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- ●保険契約者、被保険者またはこれらの 方の法定代理人の故意による損害
- ●他人から借りたり預かったりした物を 壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損
- 害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者と
- して使用するキャディを除きます。 が業務従事中に被った身体の障害に起 因する損害賠償責任
- ●第三者との損害賠償に関する約定に よって加重された損害賠償責任
- ●心神喪失に起因する損害賠償責任
- ●被保険者または被保険者の指図による 暴行、殴打による損害賠償責任
- ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内* におけるゴルフカートを除きます。)、 船舶、航空機、銃器の所有、使用また は管理に起因する損害賠償責任
- ●戦争、その他の変乱*、暴動による損
- ●地震もしくは噴火またはこれらを原因 とする津波による損害
- ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によ る損害

など

傷害死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約

傷害後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約

保険期間中のゴルフ場敷地内※ におけるゴルフの練習中、競技 中または指導中の事故によるケ ガ*のため、事故の発生の日か らその日を含めて 180 日以内 に死亡された場合

保険期間中のゴルフ場敷地内*

におけるゴルフの練習中、競技

中または指導中の事故によるケ

ガ*のため、事故の発生の日か

らその日を含めて 180 日以内

に後遺障害※が発生した場合

傷害死亡・後遺障害保険金額の全額

金支払割合(4%~100%)

お支払いします。

険金をお支払いします。

- (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合 は被保険者の法定相続人)にお支払いしま
- (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金があ る場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額か ら既にお支払いした傷害後遺障害保険金の 額を差し引いた額をお支払いします。

|傷害死亡・後遺障害保険金額|×|約款所定の保険

状態にある場合は、引受保険会社は、事故

の発生の日からその日を含めて 181 日目

における医師※の診断に基づき後遺障害※

の程度を認定して、傷害後遺障害保険金を

は、既にあった後遺障害に対する保険金支

払割合を控除して、保険金をお支払いしま

た、保険期間を通じてお支払いする傷害後 遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険

(注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合

(注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金があ

受け取るべき方の故意または重大な過 失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為に よるケガ

●保険契約者、被保険者または保険金を

- ●脳疾患、病気または心神喪失によるケ
- ●妊娠、出産、早産または流産によるケ
- ●引受保険会社が保険金を支払うべきケ ガの治療*以外の外科的手術その他の 医療処置によるケガ
- ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケ ガ(テロ行為によるケガは、条件付戦 争危険等免責に関する一部修正特約に
- より、保険金の支払対象となります。) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定め ●地震もしくは噴火またはこれらを原因 られた保険金支払割合で、傷害後遺障害保 とする津波によるケガ
- ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によ (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含
 - めて 180 日を超えてなお治療*を要する ●原因がいかなるときでも、頸(けい) 部症候群※、腰痛その他の症状を訴え ている場合に、それを裏付けるに足り
 - る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会 社が保険金を支払うべきケガによって 発生した場合には、保険金をお支払い します。)
 - ●原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん)* によって発生した肺炎

る場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額か (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中 ら既にお支払いした傷害後遺障害保険金の 毒は、補償の対象にはなりません。 額を差し引いた額が限度となります。ま

-13-

金額が限度となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	傷害入院保険金★ゴルファー	易害補償特約	(前ページ傷害死亡保険金、傷害後遺 障害保険金と同じ)
ゴルファ	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	(第書入院保険金日額) × (傷害入院の日数) (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金を方が*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★ゴルファー		
-向け保険 (6.60.6.8) 団体総合生活補償保険	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。	



保険金の種類	保険金をおう	支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
	傷害通院保険金	★ゴルファー傷害補償!	特約	(P14 傷害死亡保険金、傷害後遺障害	
ゴルファー	ルフの練習中、競技によるケガ*のため、下、この状態を「傷(注)通院されない場(じん)帯損傷等の部位*を固定するよりギプス等	ア場敷地内*におけるゴ に中または指導中の事故 通院*された場合(以 書通で、骨折、脱臼、脱臼、所 骨がであっために医師*の指う するために医師*を常時装着したとも のいて傷害通院したも 。	(注1)傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院なれた場合は、傷害通院保険金をお支払いする場合」に決当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	保険金と同じ)	
向け保険 (E・D・A・B) 団体総合生活補償保険	保険期間(*)のがある。 関いののができない。 は、)のでは、他のできない。 は、)のでは、他のできないのですが、は、のできないのできないが、は、のでは、のできないが、は、のでは、のできないでは、のでは、他のできないでは、他のできないでは、他のできないでは、他のできないでは、他のできないできない。 は、他のできないできるは、他のできるは、他のできないでは、他のできないでは、他のできるは、他のできるは、他のできるは、他のできるは、他のできるは、他のできるは、他のできるは、他のできるは、他のできる。	とは、被保険者が所有のでは、被保険者が所有のでは、がなりでは、がいていた物では、がいたでは、がいただができない。 がいながらない はいい はい は	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。(注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	 ●保険契約者、被保険者または保重大な場合を受け取るべき方の故意またはは重大を受け取るべき損害 ●被保険者をできないのでは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
保険金の種類	ホールインワン・アルバトロス費用保険金★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロスアー同伴競技者* イ・同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者 など (注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃	(団体総合生活補償保険用) 次の費用のうち実際に支出した額 ア・贈呈用記念品購入費用(*1) イ・祝賀会に要する費用 ウ・ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ・同伴キャディ*に対する祝儀 オ・その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つする財礼費用、ゴルフ場の使用人に対する財礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切ません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含み	保険金をお支払いしない主な場合 ●日本国外で達成したホールイン ワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その終営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス (*)「ゴルフ場の使用人」には臨時雇いを含みます。
アー向け保険 (6・6・6・6) 団体総合生活補償保険	証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ● アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ● その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロスでは、 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等により証明できるものに限ります。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等により証明できるものに限ります。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。(a)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です。) (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	ます。 (*2)自然保護には、公益社団法である。 (注1)保険金のお支払額は、アルバトアルバトのでは、ののでは、アルバトのでは、ののでは、アルバルが、関連される。 (注1)保険金のお支払額は、アルバ・アルバトのでは、アルバトのでは、アルバトのでは、では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、アルバルが、関連では、対応には、アルバルのででは、対応には、対のででは、対応を、対のででは、対応には、対のででは、対応には、対のででは、対応には、対のででは、対応には、対のででは、対応を、対応には、対応には、対応を、対応には、対応には、対応には、対応を、対応には、対応には、対応には、対応を、対応には、対応を、対応を、対応には、対応を、対応を、対応を、対応を、対応には、対応を、対応には、対応を、対応を、対応には、対応を、対応を、対応を、対応を、対応を、対応を、対応を、対応を、対応を、対応を	

保険金	の種物	佐 保除全たお古切りする担合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
小火立	シガ宝デ		IAI火亚ツのXが開	P 1 ケガ保険の傷害保険金
		傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約 易 見 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	P 1 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	と同内容というではいる。
	ķ	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約	<u> </u>	●地震もしくは噴火または これらを原因とする津波
	3	P 1 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P 1 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と 同内容	によるケガ
	7	kールインワン・アルバトロス費用保険金 kホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体		●日本国外で達成したホー ルインワン*またはアル バトロス*
	団体総合生活補償保険(標準型)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のが、ールインワン*またはアルバトロス*についします。 のが祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 たはアルバトロス ア・同伴競技者** イ・同伴競技者** イ・同伴競技者** イ・同伴競技者** イ・同伴競技者をいいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベントを発表を指した。 運営業者、ワン・オン・イベントを表別を表別でのボーティーのプレイヤー、公式競技の競技を員、エ事業者 など (注1)原則として、セルフブレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフブレー同伴キャディを同伴されていない場合でも、記録ではなりません。ただし、セルフブレー同伴キャディを同伴されていない場合でも、同呼がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよび日摩証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。の対象にはなりません。ただし、セルフブレー同伴キャディを同様を表別では、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達別した場合は、「目撃」には該当しません。 ②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスは、アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、バー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 1名以上の同伴競技者と対して中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロスで、 ●その達成および目撃証明書(*2)により証明を引きなるボールインワンまたは別がよ者によります。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によります。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によります。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書」には次のすべての方の署名またはアルブリス証明書」により流の達成を音質料がある場合は不要です。) (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代注)この特別は、ブルフの競技者となる場合にはセットすることが被保険者となる場合にはセットすることが、保険者となる場合にはセットすることでありば、ブルフの競技者には指すを職業としてがお保険者となる場合にはセットすることが、保険者となる場合にはセットすることが、保険者となる場合にはセットすることの特別は、ブルフの競技者に対している方が被保険者となる場合にはセットすることの方が被保険者となる場合にはセットすることが、アルリカによりによりないますが、アルバトロスの連続技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第二を表別を代では、アルバトロスの達成を目撃した第二を表別を代では、アルバトロスの連続を代でもは行けないますが、アルバトロスの連続を代では、アルバトロスの連続を代では、アルバトロスの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	次の費用の目標を表すいいします。 (* 1) 「大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないり、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	● ゴルインス ** の **
	T#±04	できません。		
	【特約の説明】			
		セットする特約	特約の説明	
	条件	付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち 制」については、テロ行為はお支払い為とは、政治的、社会的もしくは宗教する団体・個人またはこれと連帯するして行う暴力的行動をいいます。	の対象となります。テロ行 ・思想的な主義・主張を有

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容お よび保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保 険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

くご注意>

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または 共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあ

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約か らは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

- (*)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償 がなくなることがありますのでご注意ください。
- 1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協 定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響が なかったときに相当する金額をお支払いします。

	あからにことに作当する正領を切え払いしよす。				
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合		
長期収入サポートプラン(A)団体長期障害所得補償保険金	身体障害*となった場合	てん補期間*中の就業障害*である期間 1 か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額* × 所得喪失率* × 約定給付率*(100%) (注1) お支払いする保険金の別間は、てん補期間のの就業障害である期間 1 か月に短いてもの限度を表すの関します。 (250,000 円) 成業障害である規度を表すが関値を表す。 (21) 放支払見である場でである場所である場所である場所である場所である場所である場所である場所	(1) 新記字 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		

保険金の種類保険金をお支払い	する場合 お支払いする保険金の	D額 保険金をお支払いしない主な場合
長期収入サポートプラン(A)団体長期障害所得補償保険金	(前ページからの続き) ①ケガの原因となった事故発生の時 病した時の保険契約のお支払条件 ②この保険契約のお支払条件 ②この保険契約のお支払条件で算しただし、ケガの原因となった事故 気を発病した時が就業障害となった 継続する期間を遡及して1年以前により算出した金額をお支払いしま	中で算出した金額 出した金額 出した金額 発生の時または病 に日からご加入の であるときは、② ては、自動セットの特約により保険金お支 払いの対象となります。 (*2)被保険者が自覚症状を訴えている場合で あっても、レントゲン検査、脳波所見、神 経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりそ

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模 型(無人機等を含みます。)およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その 他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、 コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、 印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイド カード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつ り用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)・帳簿・ ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、 ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

補償対象外となる主な「受託物」

日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、 書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)・原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水 上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)· 航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、P 1の「補償対象外となる運動等」を行っ ている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・ 冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など



意点

- ●「アルバトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- ●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- ●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- ●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲	
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師	
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師	
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師	
親の介護による休業補償特約	保険契約者、被保険者、介護対象者*または保険金を受け取るべき方以外の医師	

- ●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日(*)からその日を含めて 180 日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- (*)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日|を「退院日」と読み替えます。
- ●「介護対象者」とは、親の介護による休業補償特約の介護対象者として保険証券に記載された者をいいます。
- ●「介護による休業」とは、要介護状態(要介護2以上の状態)*である介護対象者*を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第11条に定める休業(*)をいいます。 (*)これに準ずる就業規則等に基づく休業を含みます。なお、介護対象者が要介護状態(要介護2以上の状態)となる前の期間および就業規則等に定められた休業期間以外の期間は含みません。
- ●「回復所得額」とは、免責期間**開始以降に業務に復帰して得た所得*の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- ●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他 医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙 副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- ●「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*)いずれもそのための練習を含みます。
- ●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒

- ②ウイルス性食中毒
- (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- ●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
- ●長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
- ●長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含め ギプス等*の固定具を装着した場合に限ります。
- 肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- ●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- ●「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、 船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- ●「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- ●「誤嚥 (えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- ●「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- ●「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場**として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- ●「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- ●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- ●「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額**から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- ●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- ●「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、「1口あたり保険金額 × 加入口数」によって算出した額となります。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間**内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称

- 傷害入院保険金 傷害通院保険金 疾病入院保険金 疾病通院保険金
- ●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称

- 傷害入院保険金 傷害通院保険金 疾病入院保険金 疾病通院保険金
- ●「就業障害」とは、被保険者が身体障害*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。 てん補期間*開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部 従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超であることをいいます。

免責期間**中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

- ●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することを いいます。
- ●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
- (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- ●「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- ●「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
- ●「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。

△-1 免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*

^{別ロー |} 免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額

ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- ●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- ●「身体障害」とは、傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- ●「先進医療」とは、手術**または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- ●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- ●「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- ●「定期所得」とは、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。
- ●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- ●「てん補期間」とは、介護による休業保険金の免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。) をいいます。(病気保険(親の介護による休業補償特約))
- ●「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間**終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。(長期収入サポートプラン)

- ●「てん補期間内介護による休業期間」とは、てん補期間*内における介護による休業*の期間(月数)をいい、次の場合を含みません。 ①介護対象者*が要介護状態(要介護2以上の状態)*に該当しなくなった場合 ②被保険者が離職(*)した場合
- (*)勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。

意点

【※印の用語のご説明】の続き

- ●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- ●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- ●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- ●「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
- (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- ●「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- ●「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前 12 か月について、以下のとおり計算した額をいいます。 ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的か つ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額= (年間収入額^(*1)) - (働けなくなったことにより支出を免れる金額^(*2))

12 (か月)

- (*1)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
- (*2)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
- ●「平均月間定期所得額」とは、免責期間*が始まる直前 12 か月における被保険者の定期所得*の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- ●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
- ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- ●「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- ●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- ●「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。(病気保険)

適用される保険金の名称

- •疾病入院時一時金 •介護による休業補償保険金
- ●「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。(長期収入サポートプラン)
- ●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- ●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は該当しません。
- ●「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

< K 2 プラン>

- ●「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- ①公的介護保険制度※の第1号被保険者(65才以上)…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
- ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40 才以上 65 才未満)…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の 16 疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者以外(40 才未満)…要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態 <Kプラン>

- ●「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上)…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
- ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40 才以上 65 才未満)…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的 介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における 認知症等の 16 疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する

約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外(40 才未満)…要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

●「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法ならびに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

【重要事項のご説明】 この書面では、この保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。 <契約概要のご説明>

(団体総合生活補償保険(標準型)・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険)

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体 長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下「協定書」とい います)等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。 ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収 証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

ケガ保険	賠償保険	携行品保険
ゴルファー	向け保険(6F)	

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)				
	本人(*2) 配偶者 その他親族(:				
本人型	0	_	_		
家族型(*1)	0	0	0		

主な特約 特約固有の被保険者の範囲 日常生活賠償特 (a)本人(*2) b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族 (本人^(*2)またはその配偶者 と同居の、本人^(*2)またはその配偶者の 受託物賠償責任 補償特約 6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子 (本人(*2)またはその配 偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶 者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する 方が責任無能力者である場合は、その方 の親権者、その他の法定監督義務者およ び監督義務者に代わって責任無能力者を 監督する方(*4)。ただし、その責任無能 力者に関する事故に限ります。 ホールインワ 本人(*2) ン・アルバトロ ス費用補償特約 (団体総合生活 補償保険用)

- (*1)家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- (*2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ●本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の 6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ●本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の 未婚の子
- (*4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任 無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族 に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

ゴルファー向け保険(6E・6D・6A・6B)

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任 を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の 範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルファー賠償責任保険特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)が責任無能力者である場合は、 その方の親権者、その他の法定監督義務 者および監督義務者に代わって責任無能 力者を監督する方(*2)。ただし、その責 任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルファー傷害 補償特約	本人(* 1)のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償 特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	

- (*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任 無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族 に限ります。

病気保険

この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。 なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲 は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲(〇:被保険者の対象)
	本人(*)
本人型	0

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する
疾病入院時一時金補 償特約	方 ・保険期間の開始時点で生後 15 日以上 満 79 才以下の方
疾病退院時一時金補 償特約	・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
疾病長期入院時保険 金補償(90 日ごと 用)特約	
介護一時金支払特約 本人介護	
先進医療費用保険金 補償特約	
葬祭費用補償特約	本人 ^(*) の親族(6親等内の血族、配偶 者および3親等内の姻族)

	(注)本人(*)は、次のすべてに該当する 方となります。 ・保険期間の開始時点で生後 15 日以 上満 79 才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入で きると判定された方
親介護一時金支払特約 親介護	本人(*)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親の介護による休業 補償特約	本人(*) (注)介護対象者(介護を受ける方)の範囲は、本人の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

長期収入サポートプラン

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により 就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金 をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方お よび被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、 始期日時点における年令が満 15 才から満 59 才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はP1~P23のとおりです。詳細は 普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険においては 保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきま

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額(お支払いする保険金の額)

P1~P23をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

P1~P23をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P1~P23をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ケガ保険 賠償保険 携行品保険ゴルファー向け保険(6F)

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業:職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

ケガ保険 病気保険 賠償保険

携行品保険

ゴルファー向け保険(6F・6E・6D・6A・6B)

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意くださ

あるさまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- 保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに 照らして適正な金額となるように設定してください。場合によ り、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますので あらかじめご承知おきください。
- 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

長期収入サポートプラン

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。

支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

- 所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
- ・健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など):50%

2. 保険料

保険料は下記によって決定されます。

ケガ保険 賠償保険 携行品保険 ゴルファー向け保険(6F)

保険金額・保険期間・お仕事の内容(「就業中の傷害危険対象外 特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)等

ゴルファー向け保険(6E・6D・6A・6B)

保険金額·保険期間等

病気保険

保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間等

長期収入サポートプラン

支払基礎所得額・年令・性別・免責期間・てん補期間等

お客さまが実際にご加入いただく(お払込いいただく)保険料に つきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

商品パンフレットP4をご参照ください。 分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(長期収入サポートプランを除く)

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」(P29)をご参照ください。

<注意喚起情報のご説明>

(団体総合生活補償保険(標準型)・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険)

- ●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。 ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体 長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点について は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収 証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきまし ては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は富士フイルムホールディングス株式会社が保険契約者 となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりませ ん。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- ■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱 者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知 事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社 が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、 「※」印がついている項目のことです。この項目について、故 意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事 項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払 いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確 認ください。

【告知事項】

- ①被保険者(*)の「職業・職務」…(ケガ保険・賠償保険・携 行品保険・ゴルファー向け保険(6F))
- (*)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等(*)に関する情報…(ケガ保険・病気保険・ 賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・長期収入サポー トプラン)
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補 償保険、普通傷害保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保 険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保 険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含み ます。(長期収入サポートプラン以外)
- (*)同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保 険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長 期障害所得補償保険等)をいい、いずれも団体契約、生命 保険、共済契約を含みます。(長期収入サポートプラン)
- ③被保険者の「生年月日|「年令|…(病気保険) 被保険者の「生年月日」「年令」「性別」…(長期収入サポー トプラン)
- ④被保険者の健康に関する告知… (病気保険・長期収入サポー トプラン)
- (注)告知事項の回答にあたっては「健康状況告知書ご記入のご 案内」をご覧ください。

【健康に関する告知ついて】(長期収入サポートプラン)

- ●被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健 康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問 事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康 状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身で ご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名 ください。
- ●健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできな い場合がありますのであらかじめご了承ください。

●ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日(*1)からその日を 含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の 原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前 日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断 を受けたとき(*2)は、保険金をお支払いしません。このお取 扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではあ りませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせくだ

- (*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、 継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契 約のご加入時」をいいます。
- (*2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での 指摘を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

ケガ保険 賠償保険 ゴルファー向け保険(6F) 携行品保険

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご 加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。 ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがあり ますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の 引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、 引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>

オートテスター (テストライダー)、オートバイ競争選手、自 動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート (水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者(動物園 の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラー ゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

ケガ保険 病気保険 賠償保険 携行品保険

ゴルファー向け保険(6F・6E・6D・6A・6B)

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内 に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことが ある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず 記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総 合生活補償保険、普通傷害保険、ゴルファー保険、個人 賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。 また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保 険契約等を含みます。

■保険金受取人について

●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受 取人を定めなかった場合には、被保険者の 法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以 外の方に定める場合、被保険者の同意 を確認するための署名などをいただき 険 傷害死亡 ます。なおこの場合、保険契約者と被 金 保険金 保険者が異なるご契約を被保険者の同 受取 意のないままにご契約されていたとき は、保険契約が無効となります。また、 ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変 更する場合も、被保険者の同意を確認 するための署名などをいただきます。 上記以外 ●普通保険約款・特約に定めております。

- ■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内 容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または 引受保険会社までご連絡ください。
- ■被保険者(ゴルファー向け保険(6E・6D・6A・6B) の場合は、ゴルファー傷害補償特約の被保険者)が保険契約 者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、 被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めるこ とができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を 解約しなければなりません。
- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意し ていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれ かに該当する行為があった場合
- ●引受保険会社に保険金(ゴルファー向け保険(6 E・6 D・6A・6B) の場合は、ゴルファー傷害補償特約に 基づく保険金)を支払わせることを目的としてケガや病 気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ●保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした こと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係 者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著 しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらさ れるおそれがあること。
- (5)②~4)の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保 険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、 この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した 事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に(ゴルファー 向け保険(6E・6D・6A・6B)の場合は、ゴルファー 傷害補償特約の) 解約を求めることができます。その際は被 保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

- (注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があっ た場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への 解約請求があった場合には、保険契約者は次のa. また はb. いずれかのことを行わなければなりません。ただ し、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害 後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb. によ るものとします。
 - a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人 をその方に変更すること。
 - b. この保険契約(*)を解約すること

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。 (ゴルファー向け保険(6E・6D・6A・6B)の場合 は「保険契約」を「ゴルファー傷害補償特約」と読み

■複数のご契約があるお客さまへ

替えます。)

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約 や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあると きは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、 補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契 約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか 一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保 険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金 額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみ にセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状 況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補 償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなること がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例
1	団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約 団体総合生活補償保険 ゴルファー賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
2	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
3	団体総合生活補償保険(標準型) 団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約(団体総合生活補 償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・ アルバトロス費用 補償特約

長期収入サポートプラン

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内 に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことが ある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず ご記入ください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保 険者について身体障害による就業障害に対して保険金が 支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障 害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、 共済契約を含みます。) をいいます。
- ■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ■ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞 なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場 合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。
- ■ご加入後、直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間 額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会 社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約 定給付率を乗じた額を、通知する直前の 12 か月における被 保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
- ■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者と の別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者に この保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、 保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - (*) 保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。
- ■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外 の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契

次ページに続いております→

電意点

約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、 状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき 等は、補償がなくなることがありますのでご注意くださ い。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険
四件这类保古川特備俱体院	所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、商品パンフレットP4記載の方法により払込みください。商品パンフレットP4記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P1~P23をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および団体長期障害所得補償保険においては協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

ケガ保険病気保険賠償保険携行品保険ゴルファー向け保険(6F・6E・6D・6A・6B)

2000 | He MAX (81 CE CE CA CE)

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力 団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこ と。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく 過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、 保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

長期収入サポートプラン

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除する ことがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支 払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせる ことを目的として身体障害等を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的 勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、商品パンフレットP4記載の方法により払込みください。商品パンフレットP4記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。(長期収入サポートプランを除く)

6. 失効について

 ケガ保険
 病気保険
 賠償保険

 携行品保険
 「カルファー向け保険(6F・6E・6D・6A・6B)」

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

長期収入サポートプラン

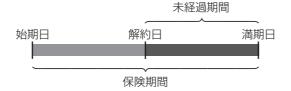
ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱 者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ●始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただく べき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあ ります。

長期収入サポートプランの場合は、追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P34をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P33をご参照ください。

など

-29-

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

病気保険 長期収入サポートプラン

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の 不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただい た保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約 後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくない か、あってもごくわずかです。
- ②病気保険の場合は、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型)、 団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご 注意事項

病気保険

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

長期収入サポートプラン

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保 険料(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用し ます。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異 なることがあります。
- (*)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることが あります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社

保険サービスセンター ライフサポートグループ

Eメール bxhoken@fujifilm.com

TEL 03 - 6300 - 6745 フリーダイヤル 0120 - 553 - 053

(受付時間: 土日・祝日を除く 平日 10:00~15:00)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120 - 632 - 277** (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

https://www.ms-ins.com/contact/cc/

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24 時間 365 日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 事 故 は いち 早 く

0120 - 2 5 8 - 1 8 9 (無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細は WEB 画面をご覧ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)) **0570 - 022 - 808**

- 受付時間〔平日 9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)〕
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

(1) この保険は富士フイルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保 険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかっ た場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をさ

(2) 加入資格者の範囲

<お申込人となれる方の範囲> ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・長期収入サポートプラン お申込人となれる方は富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方に限ります。

<被保険者となれる方の範囲>

- ●ケガ保険・病気保険・ゴルファー向け保険(6E・6D・6A・6B)で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方、およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
 - (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

れた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

- (注) ケガ保険(1A・2A)、病気保険(K2の特約区分2·3) は役員、従業員、準社員、嘱託の方のみがご加入いただけます。
- ●病気保険の被保険者(補償の対象者)としてご加入いただける方は、上記に加えて保険期間の開始時点で生後15日以上~満79才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- ●賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険(6F)・長期収入サポートプランで被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方に限ります。

上記の被保険者が加入されると、日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金、ならびに携行品保険(**10 G**)については以下の方も補償の対象となります。詳細はP 25 をご覧ください。

- ●上記被保険者本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族(本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)、 別居の未婚の子。(同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。)
- (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ●長期収入サポートプランの被保険者(補償の対象者)としてご加入いただける方は、上記に加えて保険期間の開始時点で満 15 才 ~ 59 才の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。ただし、非常勤、アルバイト、パートの従業員、健康保険の対象とならない方を除きます。
- (3) ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(4) 病気保険について

- ●継続加入の方は原因発生日(発病日)が 2025年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が 2025年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなることがあります。
- ●原因発生日(発病日)時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。
- ●「病気保険」では、「健康状況告知書質問事項」(P39、40)の質問の回答のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。
- ●特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方は、継続時に、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。(詳細は、P 36 ~ P 40 「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。)

(5) 自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプラン・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

(6) 保険料・保険金額について

前年度ご加入いただいた被保険者の人数(等)に従って割(増)引率が適用されます。

(7) 事故発生時の注意事項

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- ●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)
 - (*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
 - (*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害 救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数 までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者ま たは保険金を受け取るべき方に通知します。
- ●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および 特約でご確認ください。
- ●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

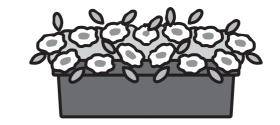
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 休業・所得証明書(長期収入サポートプランの場合)
- 所得を証明する書類 (源泉徴収票、確定申告書 等) (長期収入サポートプランの場合)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

- ●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき 被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代 理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受 保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
 - (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
 - (*) 法律上の配偶者に限ります。
- ●賠償保険、携行品保険、ゴルファー向け保険、団体長期障害所得補償保険等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険、団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含 みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、 いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があ り、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。



●法律上の賠償責任について

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

(示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (8) ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - ●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
 - ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- (9) ●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数(長期収入サポートプランの場合は就業障害である期間)の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- (10) ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例 損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保 その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、 医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、 一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあり ます。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

引受保険会社は次年度のこの保険引受の審査のため、この保険の契約における保険金請求情報を富士フイルムホールディングス株式会社に提供することがあります。

(11) 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険(6F)

保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故に よる保険金は 100%補償されます。

ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B)

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)。
- 保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故 による保険金は 100%補償されます。

病気保険

【病気の補僧

保険金、解約返れい金等は 90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は 100%補償されます。 【上記以外の保険金】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

長期収入サポートプラン

保険金、解約返れい金等は 90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は 100%補償されます。

税法上の取扱い(2024年11月現在)

* 「税法上の取扱い」は今後の税制改正によっては 変更となる場合がありますのでご注意ください。

病気保険

- ●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円まで、住民税について最高 28,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。
- (注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
- (注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

長期収入サポートプラン

●払い込んでいいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円まで、 住民税について最高 28,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

留意上

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました 保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項 を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度で確認いただきますようお願い申し上げます。 なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱 者または引受保険会社までお問合わせください。

「保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

- ①皆さまがご確認ください。
 - ●加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
 - *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

- ●加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか? または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ●加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
- ②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
 - ◆「複数の方を保険の対象にするプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?

◆「長期収入サポートプラン [団体長期障害所得補償保険](定額型)のプランをお申込みの場合のみ」 ご確認ください。

支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の 50%以下となるような口数でお申込みされていますか?

- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入い ただいていますか?
- 3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ●この保険制度に新規加入される場合
 - ●既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
 - ●既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

病気保険

- ○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
- (*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

長期収入サポートプラン

- ○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
- (*)支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引 受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象 者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年令が満 15 才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。(病気保険)

(インターネットでお手続きされる場合は、お申込人が 被保険者のご回答を代理して告知ください。

病気保険

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支 払特約[親介護]	基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・芸名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項に対するご回答をご記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。
親の介護による休業補償特約	・基本補償部分の被保険者(子)がご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、介護対象者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を介護対象者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、 事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または 取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4. 健康に関する告知が必要な方

病気保険

- 「疾病補償」「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補 償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いしま す。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)			が必要な質問 答要、×:回	
疾病補償 本人介護補償		質問1	質問 2	質問 3
0	0	0	0	0
0	×	0	0	×
×	×	健康に関	する告知はる	不要です

- 「親介護補償」「親の介護による休業補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、 別途 [親介護一時金・休業専用] の告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、 以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	疾病手術に伴う費用補償特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病退院時一時金補償特約
	疾病長期入院時保険金補償(90 日 ごと用)特約
	先進医療費用保険金補償特約
	葬祭費用補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約「本人介護」
親介護補償	親介護一時金支払特約「親介護」
親の介護による休業補償	親の介護による休業補償特約

長期収入サポートプラン

- 「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、 および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容 を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知 をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、 ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入 を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新 規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご 回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご 加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされな かった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあり ます。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

病気保険

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*1) より前に発病した病気 ^(*2) については保険金
疾病手術に伴う 費用補償特約	│ をお支払いしません。このお取扱いは、健康 │ に関する告知に誤りがない場合でも例外では
疾病入院時一時 金補償特約	ありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病し た時が、疾病入院を開始された日(*3)からご
疾病退院時一時 金補償特約	加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがありま
疾病長期入院時 保険金補償(90 日ごと用)特約	す。
先進医療費用保 険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1) より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特 約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1) より前に被ったケガまたは発病した病気(*2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払 特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、
親介護一時金支 払特約[親介護]	ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の 原因となった事由が発生した時が、その事由 による要介護状態が開始した日からご加入の 継続する期間を遡及して1年以前であるとき は保険金をお支払いすることがあります。

親の介護による休業補償特約

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、要介護状態の 原因となった事由が発生した時が、介護によ る休業を開始された日からご加入の継続する 期間を遡及して1年以前であるときは保険金 をお支払いすることがあります。

- (*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、 同一の保険金を補償するプランを継続加入される場合は、 「継続加入してきた最初のその保険金を補償するプランの ご加入時」をいいます。
- (*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。) によります。
- (*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または 疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、 「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみな します。

長期収入サポートプラン

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日(*1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(*2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。 (*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、 継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約 のご加入時」をいいます。

(*2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の 社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告 知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、 告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または 引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きを ご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けで きずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

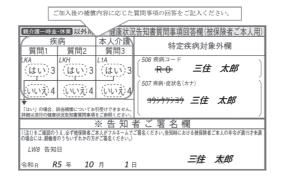
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

病気保険

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等
疾病手術に伴う 費用補償特約	に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の中途で特定の疾病・症状群 について保険金をお支払いしない条件の削
疾病入院時一時 金補償特約	除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果に
疾病退院時一時 金補償特約	よって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支
疾病長期入院時 保険金補償(90 日ごと用)特約	払いしない条件を削除してご加入いただく ことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病
先進医療費用保 険金補償特約	コード、疾病・症状名(カナ)が表示され ている場合は、以下のとおりご記入くださ い。
葬祭費用補償特 約	い。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがありま
介護一時金支払 特約 本人介護	す。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支 払特約[親介護]	特定の疾病・症状群について保険金をお支払 いしない条件でご加入いただくことはできま せんので、説明すべき事項はありません。
親の介護による 休業補償特約	C1007 (W071) C 47X1600 7 & C100

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】 加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。



長期収入サポートプラン

ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。

なお、保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金を お支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれか のお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を 削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金の お支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することが あります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】 加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答 ください。

質問 1	質問 2				特定疾病対象外欄
(14 LV) 3	(はい)	. 3	L45 疾病コード <i>三住</i> 	1	562 疾病・症状名 <i>三住 太郎</i>
▼ 「はい」の場合、お引受 詳細は次頁の健康状況告		K ださい。 E 告 知:		8 名 欄	
○ 日 出 見 上水児保険株式会社 完 次 日 と 報 日 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
LW8 告知日	R5 年 10	月 1	В		

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入をご継続いただくことができません。

• 各疾病コードに属する疾病・症状は、P 41 または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。下記からアクセスいただけます。 ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



病気保険 (基本補償)(オプション本人介護一時金)・長期収入サポートプラン 健康状況告知書質問事項

- ●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
- ●「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」「団体長期障害所得補償保険」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご 回答ください。
- この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ●「疾病補償(病気保険)」「本人介護補償」または「団体長期障害所得補償保険(長期収入サポートプラン)」に新たにお申込みいただ く方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご 回答ください。
- ●下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。(*)
- (*) 告知時における被保険者の年令が満 15 才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- ●下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

●ケガ* ●正常分娩

※以下については、疾病として告知対象となります。

告知対象外となる傷害・疾病一覧

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰 椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性 腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性 関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

「疾病補償(病気保険)」または「団体長期障害所得補償保険(長期収入サポートプラン)」に新たにお申込みいただく方、または加入内 容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償(病気保険)」または「団体長期障害所得補償保険(長期収入サポートプラ ン)」のセットが含まれている場合は、下記の質問1、2につきで回答ください。

質問 1 、2の回答のいずれかが「はい」の場合:お引受けできません。

質問1、2の回答のいずれも「いいえ」の場合:お引受けします。

*「疾病補償(病気保険)」または「団体長期障害所得補償保険(長期収入サポートプラン)」がない契約をお申込みの方は回答

次のいずれかに該当しますか (ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等**は除きます)。

①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。 ②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上の入院をしたことがある。

※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康 診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

*「疾病補償(病気保険)」または「団体長期障害所得補償保険(長期収入サポートプラン)」がない契約をお申込みの方は回答

不要です

質問

告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療(投薬を含みます) を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は 「はい」となります。

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含 まれている場合は、下記の質問3につきで回答ください。

質問3の回答が「はい」の場合 : 「本人介護補償」はお引受けできません。

質問3の回答が「いいえ」の場合:「本人介護補償」をお引受けします。

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償(病気保険)」にお申込みの方は質問1、2にもご回 答ください。

質問

次のいずれかに該当しますか。

- ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
- ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、P 42の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたこ とがある。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。 現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群※ については、保険金をお支払いしません。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または「加入者証」等 に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード*2からアクセスいただけます。

※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

※2 QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の中途で特 定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行 う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。



<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、二重線で削除してください。 なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

病気保険(オプション親介護一時金・休業補償) 健康状況告知書質問事項

- ●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
- ●「親介護補償」または「親の介護による休業補償」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償 内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。

- ●下記の質問事項には、介護を受ける方(*1)(特約被保険者または介護対象者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。(*2) また、ご確認方法を選択してください。
- (*1)基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。
- (*2)「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方(*1)を代理して、ご回答いただき ます。
- なお、告知時における基本部分の被保険者の年令が満 15 才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- ●下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
- *病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません

次のいずれかの項目に該当していますか。

- D歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 質 問
 - ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、P 42の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断され たことがある。

特約被保険者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。

(複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をしてください。) 確認方法

(選択肢) ①対面 ②電話 ③ FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段



疾病・症状一覧表(病気保険(基本補償)、長期収入サポートプラン用)

分 類	疾病コード	疾病・症状名
,, ,,,	100,000	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、
	A0	洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
循環器系等の疾患	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
	В0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
消化器系の疾患	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1と G2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	寿、寿ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
	CO	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、 慢性閉塞性肺疾患
呼吸器系の疾患	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔弯曲症
	DO	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA 腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、 慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
泌尿器・生殖器	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
系の疾患	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
	E0	糖尿病・高血糖症
内分泌系の疾患	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
感染・寄生虫症	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2 と B1 に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
神経・感覚器系	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
の疾患	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3 J0	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症 脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管
筋・骨格系の疾患	J1	狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰) 膠原病※、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、 アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーグ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	一般的が、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京
皮膚の疾患	LO	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	MO	アドロー住皮膚炎、蜂高減炎、帝仏抱疹、初福(アブローム) 悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	NO NO	意注析主物(かん)(上反内析主物を含めまり。) 職業病
		職業柄 認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安
精神障害	P0	障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にか かる疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記 Q1 の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

疾病・症状一覧表(介護)

分 類	疾病・症状
脳血管系の病気等	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全 等)●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます)●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症 等)●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大 等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症(肺梗塞 等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症 等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA 腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます)●脳腫よう
その他	●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限ります) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) (注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードFOOからF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003 年版)準拠」によります。

職種コード一覧(注1)

職種コード	職業名・職務名	職業名・職務名(カナ)	職種級別
01	技術者(技師、監督を含みます。)	ギジュツシャ	Α
02	教員	キョウイン	Α
03	保健医療従事者	ホケンイリョウジュウジシャ	Α
04	芸術家、芸能家	ゲイジュツカ・ゲイノウカ	Α
05	職業スポーツ家	ショクギョウスポーツカ	(注1)
06	その他の専門的職業従事者	センモンショクギョウジュウジシャ	(注1)
11	事務従事者	ジムジュウジシャ	Α
21	販売従事者	ハンバイジュウジシャ	Α
31	農林業作業者	ノウリンギョウサギョウシャ	В
36	漁業作業者	ギョギョウサギョウシャ	В
41	採鉱・採石作業者	サイコウ・サイセキサギョウシャ	В
51	自動車運転者(助手を含みます。)	ジドウシャウンテンシャ	В
52	船舶関係従者者(漁労船以外の船舶乗船者)(モーターボート競争選手を除きます。)	センパクカンケイジュウジシャ	Α
53	航空機関係従事者(航空機搭乗者)	コウクウキカンケイジュウジシャ	Α
54	その他の運輸従事者(注2)	ソノタノウンユジュウジシャ	Α
55	通信従事者(船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。)(注3)	ツウシンジュウジシャ	Α
61	金属製造加工作業者	キンゾクセイゾウカコウギョウシャ	Α
62	電気機械器具組立・修理作業者	デンキキカイキグサギョウシャ	Α
63	輸送機械組立・修理作業者	ユソウキカイサギョウシャ	Α
64	計器・光学機械器具組立・修理作業者	ケイキ・コウガクキグサギョウシャ	Α
65	その他の機械組立・修理作業者	ソノタノキカイサギョウシャ	Α
66	製糸・紡織作業者	セイシ・ボウショクサギョウシャ	Α
67	裁断・縫製作業者	サイダン・ホウセイサギョウシャ	Α
68	木・竹・草・つる製品製造作業者	キ・タケ・クサ・ツルサギョウシャ	В
69	パルプ・紙・紙製品製造作業者	パルプ・カミサギョウシャ	Α
70	印刷・製本作業者	インサツ・セイホンサギョウシャ	Α
71	ゴム・プラスチック製品製造作業者	ゴム・プラスチックサギョウシャ	Α
72	革・革製品製造作業者	カワ・カワセイヒンサギョウシャ	Α
73	窯業·土石製品製造作業者	ヨウギョウ・ドセキサギョウシャ	Α
74	飲食料品製造作業者	インショクリョウヒンサギョウシ	Α
75	化学製品製造作業者	カガクセイヒンセイゾウサギョウシャ	Α
76	建設作業者	ケンセツサギョウシャ	В
77	定置機関・機械および建設機械運転作業者	テイチ・ケンセツキカイウンテンサギョウシャ	Α
78	電気作業者	デンキサギョウシャ	Α
79	その他の技能工・生産工程作業者	ギノウ・コウセイサンコウテイサギョウシャ	Α
81	保安職業従事者	ホアンショクギョウジュウジシャ	Α
86	サービス職業従事者	サービスショクギョウジュウジシャ	Α
91	有職者以外(家事従事者・学生等)	ユウショクシャイガイ	Α

(注1) 職種級別は、代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。 (注2) 自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます。)を用いて配達・宅配作業に従事する場合は、職種コード 51 に該当します。 (注3) 自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます。)を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード 51 に該当します。

	社員グループ保険
効力発生日	●効力発生日:2025年4月1日
加入資格	以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」(ウェブお手続き対象の方は、インターネット(ウェブサイト))に記載の内容を十分で確認のうえ、お申込みください。 以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。 (本 人) 富士フイルムビジネスイノベーションおよび関連会社各社に勤務する役員・社員・嘱託の方で新規加入・増額は、年齢 14 歳 6 カ月超 70 歳 6 カ月以下(昭和 29 年 10 月2日以降生まれ)の方。継続加入は、年齢 75 歳 6 カ月以下(昭和 24 年 10 月2日以降生まれ)の方。 (配偶者) 上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満 18 歳以上 70 歳 6 カ月以下(昭和 29 年 10 月2日以降生まれ)の方。総続加入は、年齢 75 歳 6 カ月以下(昭和 24 年 10 月2日以降生まれ)の方。だし、加入資格のあるこども(*)で年齢 2 歳 6 カ月起 22 歳 6 カ月以下の方。ただし、加入資格のあるこどもが 2 名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。 (*) 健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。 【退職後の継続加入について】 ●定年および会社都合による退職者にかぎり本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢 70 歳 6 カ月まで継続加入することができます。最高保障額は 1.000 万円です。 ●配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢 70歳 6 カ月まで継続加入することができます。最高保障額は 1.000 万円です。 ●こどもは、本人が退職後、次期更新日前日付で脱退となります。 ●本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。 ** P51 の「退職後のお取扱い」をご確認ください。 (ご注意) ①で加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続
	加入できます。 ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。 (同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。) ③配偶者・こどものみで加入することはできません。 ④配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。 ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。 ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。
保険期間	●保険期間は 2025 年4月1日〜 2026 年 3 月 31 日までです。 以降は毎年 4 月 1 日を更新日とし、保険期間 1 年で更新します。
この保険契約 から脱退 いただく場合	 ●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から 脱退となります。 ●更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。 ●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。 ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日 ②加入資格を失われた日 ③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日 ●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。) ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。 ●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険(終身保険・養老保険)に加入できます。詳細は商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問合せください。
受取人	●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。●配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

	社員グループ保険
配当金	● 1 年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。 脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
税務上のお取扱い	 ●主契約およびこども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/) ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当社員グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当社員グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。 〈保険金〉 ●死亡保険金 (本人)相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 《配偶者・本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象ござも)となります。 ●高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。 (年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)ー必要経費※ ※必要経費=年金年額(除配当金)×年金お支払見込総額税務の取扱い等について、2024年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。 今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。 個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。
制度運営 および 引受保険会社	当制度は富士フイルムホールディングス株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2024年7月8日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 引受保険会社 日本生命保険相互会社(事務幹事) (48.14%) 大樹生命保険株式会社 (18.66%) 住友生命保険相互会社 (14.73%) 第一生命保険株式会社 (13.08%) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 (2.19%) 明治安田生命保険相互会社 (1.33%) SOMPOひまりり生命保険株式会社 (0.62%) 大同生命保険株式会社 (0.50%) 大同生命保険株式会社 (0.46%) 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 (0.13%) 富国生命保険相互会社 (0.08%) ソニー生命保険株式会社 (0.08%)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。 お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

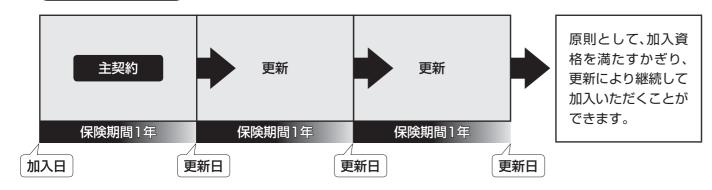
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、 お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- ●この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- ●保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことがで きます。
- ●ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- ●保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- ●受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。
- ●この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が 付保されています。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

●以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死 亡 保 険 金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

- ※死亡保険金·高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。 死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。
- (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と 読替えます。

保障額と保険料

- ●保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入 状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更しま
- ●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

●詳細は、P43をご確認ください。

加入資格

●詳細は、P43をご確認ください。

受取人

●詳細は、P43をご確認ください。

配当金

- 1 年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配 当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある 場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除し た金額)が軽減されます。
- ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにな れない場合があります。
- ●詳細は、P44をご確認ください。

脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻 金はありません。

制度運営および引受保険会社

- ●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結し た団体定期保険契約に基づいて運営します。
- ●この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団 体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けして いる場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委 任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞ れの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を 負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。 なお、将来引受保険会社および引受割合は変更するこ とがあります。
- ●詳細は、P44をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ●ご照会·苦情につきましては、パンフレット等に記載の 団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社 へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット 等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- ●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命 保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」を ご覧ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。 お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等お よび制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・ 「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

特に注意いただきたい事項について「注意喚起情報」 団体定期保険

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。 ウェブお手続きの方は、インターネット(ウェブサイト)にて告知および申込み手続きをしてください。

クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、 ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフの適用は ありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- ●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が 事実のありのままを、正確にもれなく告知してくださ い。(これを告知義務といいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- ●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。 必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

●告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- ●後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させて いただくことがあります。
- ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- ●引受保険会社がご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。 ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新
- できません。) ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- ●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

●次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- ○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した 場合
 - 加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険 者の自殺によるとき
 - 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意による とき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

○原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- ○告知義務違反による解除の場合
- ○詐欺による取消の場合
- ○不法取得目的による無効の場合
- ○保険契約が失効した場合
- ○重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻 金はありません。
- ●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- ●詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- ●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- ●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

保険金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。

ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、 保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、 お支払いに関してご不明な点が生じた場合等について も、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

- ●保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ●保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合 等の事例については、以下のニッセイのホームページ をご参照ください。

ニッセイホームページ

https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ●ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の 団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社 へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット 等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- ●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命 保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレスhttps://www.seiho.or.jp/をご覧ください。)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社

K2022-292 日本2022団基-51 (2022.10.4)

日本一団-2024-707-11677-M(R6.10.31) 団注①管

正しく告知いただくために

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の よくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面ま たは「申込書兼告知書 | に記載の「質問事項 | に対する答えが全て「いいえ | となる方です。以下に、被保険者とな られる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ず ご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- ●現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせ いただくことを告知といいます。 この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みい ただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務が あります。
- ●過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障 がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」で おたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- ●告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター 担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただ かないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えい ただいただけでは告知いただいたことに なりません。

- ●告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有し ています。必ず指定された画面または書面(web申込画面また は「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたしま す。
- ●生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体 事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告 知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加 入・増額等のお申込みをお断りするもの ではありません。

●生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健 康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴が あった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りす るものではありません。詳細については、「web申込画面または 『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明 | をご確認くださ W)

告知義務に違反された場合は、ご加入・増 額等のお申込内容を解除させていただ き、保険金等をお支払いできないことが あります。

- ●告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」 等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大 な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なる ことを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命 保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除 することがあります。(*)
- ●責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由 が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を 解除することがあります。
- ●申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払 事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。 また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。 (ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実 にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセン ター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をするこ とを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実 と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申 込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の 行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保 険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかった かまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生 命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場 合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。 たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記に かかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支 払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいた だいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災 害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事 故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮 の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象 にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただく ことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険 金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確 認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医 師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあ ります。

web申込画面または「申込書兼告知書」 の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載 の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または

「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確 認のうえ、告知してください。

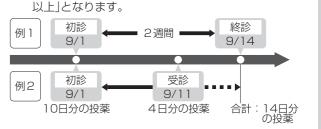
- (*)「申込書兼告知書 | によっては、質問事項が裏面ではなく表 面に記載されている場合もあります。
- ●主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容 (質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、web申込画面 または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力 (記入)ください。
- ●入力(記入)いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明 資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含 む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内 容が事実に相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。
- ●web申込画面または「申込書兼告知書 | に記載の「質問事項 | は 以下のとおりです。

◎web申込画面または「申込書兼告知書」 の質問事項

- 1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていま すか。(配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内 に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
- 2. 申込日から過去 1 年以内に、病気やけがで手術を受けた こと、または継続して2週間以上の入院をしたことがあ りますか。
- 3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上に わたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありま

補足説明

- * 1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公 休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場 合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・ 投薬のほか、指示・指導を含みます。
 - (注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯 治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間 が2週間以上の場合をいいます。 たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合 や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間



- (注1)以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
 - 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・ 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院
- (注2)「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せ いただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けで きることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。 (「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご 提出ください。)

- (注3)新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し 診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。
- ●web申込画面または「申込書兼告知書 |等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額 等をお断りすることがあります。
- ●web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただく ことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出くださ しん

ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

引受保険会社 日本生命保険相互会社 2024.2 法人サービスセンター(東京)

K2023-431

社員グルー。

■退職後のお取扱い

	A 自己都合退職者	B 定年退職者	C 会社都合退職者	退
	×	0	0	B:更新
継続加入の可否	退職時に脱退。	更新日現在で年齢 70歳6カ月まで継続可。	更新日現在で年齢70歳6カ月まで継続可。	まで C:更新 まで

退職後保障	 退職時手続き 	備考
B:更新日現在で年齢70歳6カ月まで継続可。 C:更新日現在で年齢70歳6カ月まで継続可。	FFBX 保険サービスセンター、または富士フイルムグループ各社保険担当窓口から手続きのご案内をいたします。	・退職後の最高保険金額は本人4,000万円、配偶者1,000万円までとなります。 「申込書兼告知書」で減額・一次のの方円はで減るのの方円、配割を後まり、配割をはなり、配割をはなり、配割をはないが退職され継続されます。・こともは、本人が退職となります。

個人情報の取扱いに関する富士フイルムホールディングス株式会社と引受保険会社からのお知らせ

● この保険契約は、富士フイルムホールディングス株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

- ●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- ●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

~死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて~

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に 取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

日本生命保険相互会社

■注意事項

●「死亡保険金受取人指定書」について

新規に加入される方で、本人の死亡保険金受取人を複数人指定される場合、本人との続柄が「その他(9)」となる方を受取人にされる場合、また、すでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合は、別紙「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

インターネット(ウェブサイト)から出力し、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

●告知事項に該当する場合 「被保険者の告知書」をご記入のうえ、ご提出ください。

■ご相談窓口等

●ご照会・苦情につきましては、商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問合せください。 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の保険会社窓口までご連絡ください。) <日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター

TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(930-2357)をお知らせください。

受付時間 月曜日~金曜日9:00~17:00 (祝日・12/31~1/3を除く。)

保障内容とお支払事由

10101	が住い日この文は子田						
		お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度		
主	入院保障保険 (終身型 09) 〈60日型〉	災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に開始 した1日以上の入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…60日 通 算…1,095日		
契		疾病入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院 したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…60日 通 算…1,095日		
約		ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…支払日数無制限 通 算…支払日数無制限		
	手術給付特約	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受け たとき	手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×40·20·10(手術の種類に応じて)	一部の手術を除きお支 払限度はありません*1		
	手術補完 給付特約 手 術 補 完 給 付 金 は所定の放射線治療(新生物)を受けたとき (ただし、手術給付特約の手		治療を直接の目的として、所定の手術また は所定の放射線治療(新生物根治放射線照 射)を受けたとき (ただし、手術給付特約の手術給付金が支 払われる場合*2を除きます。)	手術補完給付金日額(主契約 入院給付金日額と同額) ×ご契約時に定めた給付倍率 (5倍)	お支払限度は ありません* ³		
	先進医療 給付特約(12)	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき (ただし、先進医療にかかる技術料* ⁴ が [0]の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料*3と 同額	1回の療養につき 1,000万円、 通算2,000万円		
		先進医療一時金	先進医療給付金のお支払事由に該当する 療養を受けたとき	1回の療養につき15万円			
特	生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型·II型〉	生活習慣病入院給付金	所定の生活習慣病により1日以上入院した とき	生活習慣病入院給付金日額 (主契約入院給付金日額と同額)×入院日数	1入院·····120日 通 算······1,095日		
約	退院後療養給付特約	退院後療養給付金	主契約の災害入院給付金、疾病入院給付金 またはガン入院給付金の支払われる入院 をし、その退院時に生存しているとき	入院1回につき 退院後療養給付金日額(主契約 入院給付金日額と同額)×5	通算10回		
	ガン化学療法・ 緩和療養 給付特約	特約化学療法給付金	この特約の保険期間中に、所定のガンにより、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をしたとき	特約基本給付金額	お支払事由に該当した日 が属する月ごとに1回、 通算60ヵ月		
		特約緩和療養給付金	この特約の保険期間中に、所定のガンにより次のいずれかに該当したとき ・所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をしたとき ・緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をしたとき	特約基本給付金額	お支払事由に該当した日 が属する月ごとに1回、 通算60ヵ月		

- 一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回のみのお支払いとなります。
- *2 60日に1回の給付を限度としているために手術給付金が支払われない場合でも、手術補完給付金は支払われません。
- *3 放射線治療は、60日に1回のみのお支払いとなります。
- *4 先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。
- ●給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因とした場合に限ります。

主契約について

- ●災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由が重 複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおりお取扱いし
- ・災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場 合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付 金はお支払いしません。
- ・災害入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場 合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付 金はお支払いしません。
- ・疾病入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場 合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付 金はお支払いしません。
- ・災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払事 由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間につ いては、災害入院給付金および疾病入院給付金はお支払いしません。
- ●同一の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含め て180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみな します。
- ●所定のガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院した場 合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われるこ とになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経 過した後に開始した入院は、別の入院としてお取扱いします。

手術給付特約について

- ●同一の日に2つ以上の手術を受けたときは、給付倍率の高いいずれか 1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
- ●屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正 手術など)については、お支払いの対象となりません。

〈手術給付倍率表〉

対象となる手術(88種類)	手術給付金日額に 対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、 悪性新生物根治手術など13種類	40倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、 胸郭形成術など45種類	20倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、 ヘルニア根本手術など30種類	10倍

手術補完給付特約について

- ●同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する複数の手術または 放射線治療を受けたときは、いずれか1つの手術または放射線治療につ いてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
- ■同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する手術および放射線 治療を受けたときは、手術または放射線治療いずれかについてのみ、手 術補完給付金をお支払いします。
- ●手術補完給付金のお支払事由に該当する手術または放射線治療と、手 術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を同一の日に受 けた場合は、手術補完給付金はお支払いしません。
- ●手術補完給付金をお支払いした後に、手術給付特約の手術給付金のお 支払事由に該当することとなった場合は、手術給付金をお支払いします。 この場合、手術補完給付金のお支払事由に該当しなかったものとしてお 取扱いし、すでに支払われた手術補完給付金との差額があれば、その差 額をお支払いします。
- ●手術給付特約を解約した場合、この特約も同時に解約となります。
- ●所定の手術は、治療を直接の目的とし、医科診療報酬点数表によって手術 料の算定対象として列挙されている手術に限ります。(美容整形上の手術、 疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など) のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。) <対象外の手術>(1)創傷処理(2)皮膚切開術(3)デブリードマン(4) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術およ び授動術 (5) 外耳道異物除去術 (6) 鼻内異物摘出術 (7) 抜歯手術

先進医療給付特約(12)について

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづき厚生労働大臣が定める「先 進医療による療養」をその取扱いが認められた保険医療機関で受けた 場合を指します。
- ●先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は、適宜見直しされます。
- ●ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で 公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術などが見直 され先進医療でなくなっている場合は、この特約のお支払いの対象とは なりません。
- ●先進医療の取扱いが認められた保険医療機関で先進医療と同様の療養 を受けても、当該医療機関の判断によりその療養が先進医療として実 施されたものでない場合には、この特約のお支払いの対象とはなりませ
- ●先進医療にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- ●同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお 支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の 療養とみなします。
- ●先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したと きは、この特約は消滅します。

生活習慣病入院給付特約(09)⟨120日型・Ⅱ型⟩について

- ●同一の生活習慣病を直接の原因として2回以上入院した場合は、1回の 入院とみなします。ただし、生活習慣病入院給付金が支払われることに なった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過し た後に開始した入院は、別の入院としてお取扱いします。
- ●お支払いの対象となる生活習慣病は、以下のとおりです。
- (1)悪性新生物(2)糖尿病(3)心疾患(4)高血圧性疾患(5)脳血管疾患 ●生活習慣病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したとき は、この特約は消滅します。

退院後療養給付特約について

- ●2回以上入院し、退院後療養給付金のお支払事由に該当しても、次のい ずれかの場合は1回の入院とみなし、退院後療養給付金は重複してお支 払いしません。
- ・同一の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を 含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合。
- ・ガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院した場合。 ただし、主契約の疾病入院給付金の支払われることになった最後の入 院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入 院については、別の入院としてお取扱いします。
- ・同一のガンを直接の原因として、2回以上入院した場合。ただし、主契 約のガン入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日 の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院について は、別の入院としてお取扱いします。
- ●主契約の災害入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したと き、主契約の疾病入院給付金のお支払日数が通算して1.095日に達し たとき、または退院後療養給付金のお支払回数が通算して10回に達し たときは、この特約は消滅します。

ガン化学療法・緩和療養給付特約について

- ●同一の月に特約化学療法給付金および特約緩和療養給付金のお支払事 由に該当する複数の入院または通院をしたときは、その月の最初の入院 日または通院日にお支払事由に該当したものとみなします。
- ●通院には、往診を含みます。
- ●特約化学療法給付金および特約緩和療養給付金のお支払いがお支払限 度に達したときは、この特約は消滅します。
- ●告知前または告知時から責任開始期前にガンと診断確定されていたと きは、この特約は無効となり、給付金はお支払いできません。

【特約化学療法給付金】

- ●公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬 点数表によって所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算 定される、ガンの治療を目的とした入院または通院が、お支払いの対象 となります。
- 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、 処方せんにもとづいて所定の抗がん剤の支給を受けた場合に限り、特約 化学療法給付金をお支払いします。
- ※抗がん剤による治療を受ける予定または受けた場合で、投与される抗が ん剤が特約化学療法給付金のお支払対象となる抗がん剤であるかご不 明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

【特約緩和療養給付金】

- お支払対象は、次のとおりです。
- ・公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報 酬点数表によって所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん 料が算定される、ガン性疼痛緩和を目的とした入院または通院
- ・公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって緩和ケア 病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算 が算定される、ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とした入院
- 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については 処方せんにもとづいて所定の疼痛緩和薬の支給を受けた場合に限り、特 約緩和療養給付金をお支払いします。
- ※疼痛緩和薬による治療を受ける予定または受けた場合で、投与される疼 痛緩和薬が特約緩和療養給付金のお支払対象となる疼痛緩和薬である かご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせくださ

死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)について

- ●このご契約は、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が 付加されておりますので、死亡保険金はありません。
- ■この特約のみの解約はできません。

無事故割引特則について

- ●この特則において「無事故」とは、無事故判定期間中に、次のいずれにも 該当する場合のことをいいます。
- ・災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支 払日数が通算して5日未満の場合
- ・疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または 疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算して5日 未満の場合
- ●保険料更改日は、ご契約日から起算して5年ごとの年単位の契約応当日 となります。ご契約日または保険料更改日から起算して5年間を無事故 判定期間といいます。
- ●5年間の無事故判定期間において無事故と判定された場合、以後の主契 約の保険料を割引きます。
- ●この特則の1回あたりの割引額は【契約時の主契約保険料×10%】となります。 ●この特則の割引回数とは、ご契約日から各保険料更改日までの間に無事
- ●災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日 に達したときは、以後の保険料はその時点の保険料を適用いたします。
- ●特約保険料はこの特則の適用対象になりません。

故と判定された回数をいい、5回を限度とします。

■この特則のみの解約はできません。

- ・責任開始期以後のケガ、疾病または所定のガンによって所定の高度 障害状態に該当したとき
- ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故によるケガを直接の 原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の 障害状態に該当したとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

- 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介 護を要するもの
- 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかま たはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

- 1.1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 4.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大 関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 5.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大 関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 6.10手指の用を全く永久に失ったもの
- 7.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含 んで4手指を失ったもの
- 8.10足指を失ったもの

自動更新について(ガン化学療法・緩和療養給付特約)

- ●この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出 がない場合は、この特約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新さ れます。(保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算し ます。)
- ●更新後のこの特約の基本給付金額および保険期間は更新前と同一と します。
- ●更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年 齢が90歳を超えるときは、保険期間満了の日の翌日における被保険者 の年齢が90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。 また、更新前のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者 の年齢が90歳となるときに、更新後の保険期間を終身としてこの特約 を更新します。この場合、更新後のこの特約の保険料払込期間は終身と します。

払いもどし金について

●このご契約を解約した場合、払いもどし金はありません。

代理請求特約について

- ●被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない。 所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場 合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、給付 金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求す ることができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認くださ
- ●代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由およ び代理請求できる旨をお伝えください。
- ■この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱 いはありません。
- ■この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- ■アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保 険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。 したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対 してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- ■ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重 要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

重要事項説明書 入院保障保険(プライム60)

この「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち特にご確認 いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載して います。ご契約前に必ずお読みください。

※必ずパンフレットの該当箇所 **重要** を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

契約概要

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。 お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」 に記載しておりますのでご確認ください。

■商品のしくみ

保険商品の名称 入院保障保険(終身型 09)

徴 病気やケガによる入院を終身保障する商品です。 特

しくみ図 【入院給付金日額 5,000円の場合】

疾病入院給付金 1日 5,000円 1日 5,000円 災害入院給付金 一生涯保障 主契約 ガン入院給付金 1日 5,000円 死亡保険金 5万円(※)

入院給付金のお支払限度、特約の有 無・種類は団体・集団ごとに設定 されています。詳細はパンフレット などの該当箇所を参照してください

ご契約

(※)死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型09)用)が付加されている場合、死亡保険金はありません。

■保険期間

保険期間は、終身です。

■主なお支払事由とお支払限度

名 称	お支払事由	お支払額	お支払限度(※1)
疾病入院給付金(※2)	ガン以外の疾病により1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60/180日 通算1,095日
災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60/180日 通算1,095日
ガン入院給付金(※2)	所定のガンにより1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	お支払限度はありません
死亡保険金(※3)	死亡したとき	入院給付金日額×10	

- (※1)1入院のお支払限度の型は団体・集団ごとに設定されています。詳細はパンフレットなどの該当箇所にてご確認ください。
- (※2)ガン入院給付金が支払われる場合、疾病入院給付金はありません。
- (※3) 死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されている場合、死亡保険金はありません。
- ●責任開始期前の疾病・ガンや不慮の事故などを原因とする場合、給付金・保険金のお支払いはいたしません。

■保険料払込免除について

ケガ、疾病または所定のガンによって所定の高度障害状態に該当した場合、または所定の不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日 からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当した場合、以後の保険料払込を免除します。

■引受保険金額について

主契約の入院給付金日額は5,000円~15,000円の範囲とします。

※団体・集団ごとに□数・コースの設定を行っています。詳細はパンフレットなどの該当箇所にてご確認ください。

■保険料について

保険料は団体取扱または集団扱月払とします。

保険料は団体・集団を通じて所定の方法により払込んでいただきます。詳細はパンフレットなどの該当箇所を参照してください。 団体・集団から脱退後、当該団体・集団を経由して保険料を払込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

■特約について

特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細はパンフレットなどの該当箇所を参照して ください。

■契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

[注意喚起情報]の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

医 療 保

注意喚起情報

「給付金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に 重要です。また、現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって 不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■お申込みの撤回、ご契約の解除について(クーリング・オフ制度)

●ご契約の申込日または第1回保険料相当額(第1回保険料を含みます。)の領収日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面・アクサ生命ホームページ*でのお申出により、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。その場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。

*https://www.axa.co.jp/

ただし、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。

- <書面によるお申出の場合>
- ・郵便により上記の範囲内(8日以内の消印有効)に〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛にお申出ください。
- ・書面にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

- ●健康状態などでアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。(告知義務) 正しく告知されなかった場合、告知義務違反としてご契約が解除され、給付金のお支払いなどができないことがあります。
- ・告知の内容によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。
- ・告知義務違反となる場合には、ご契約を解除することがあります。
- ・告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、給付金のお支払いなどができないことがあります。
- ・生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- 「告知書」に記入したことが告知となります。
- ・アクサ生命担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または給付金などのご請求の際に、お申込内容または請求内容 などについて確認させていただく場合があります。

■保障の責任開始期・ご契約日について

●このご契約には団体取扱(第1種)特約または集団扱特約に「第1回保険料を団体(集団)から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が付加されますので、ご契約日が責任開始期となります。

ただしご契約日までに契約申込書(告知書)が提出されない場合は保障は開始されません。

第1回保険料が保険会社に入金されるまでの間に給付金のお支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、第1回保険料が保険会社に払い込まれるまで、給付金は支払われず、また保険料の払込免除もされません。

・ご契約は、お客さまからのお申込みをアクサ生命が承諾したときに成立します。生命保険募集人には、保険契約締結の代理権はありません。

■給付金などのお支払いについて

- ●保険金などのお支払事由が生じた場合や、給付金などのお支払いの可能性があると思われる場合は、すみやかにアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- ・お支払事由、請求手続きなどは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・アクサ生命ホームページ (https://www.axa.co.jp/) には「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ・ご契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。
- ・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

■代理請求特約について

- ●被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- ・代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■給付金などが支払われない場合について

- ●給付金のお支払いなどができないことがあります。
- ・お支払事中に該当しない場合(責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合など)
- ・免責事由に該当した場合(責任開始日から3年以内における被保険者の自殺、受取人などの故意または重大な過失によるお支払事由該当など)
- ・告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が、詐欺による取り消しまたは不法取得目的により無効となった場合
- ・ご契約者の故意または重大な過失などにより、保険料の払込免除事由に該当した場合

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

- ●保険料は、払込期月中にお払込みください。
- ・払込期月中にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間があります。
- ・猶予期間中にお払込みがないと、ご契約は失効し、保障がなくなります。
- ・失効後3年以内であれば、ご契約の復活のお申込みができます。この場合、告知と失効している期間の保険料のお払込みが必要です。ただし健康状態などによっては復活できない場合があります。

■解約と払いもどし金について

- ・解約されるとご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- ・この保険を解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。(保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。)
- ・保険料払込期間満了後の払いもどし金は死亡保険金と同額です。(保険料払込期間満了までの保険料が払込まれている場合に限ります。)

■ご契約時にお約束した給付金額などが削減される場合

- ●保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
 - ・アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保 険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。 保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820

「月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午 午後1時~午後5時」

ホームページアドレスhttps://www.seihohogo.jp/

■現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

- ●現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合、お客さまにとって不利益となる場合があります。
- ・多くの場合、払いもどし金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって、健康状態などにより新しいご契約をお引き受けできないことや、正しく告知をされなかった ためにご契約が解除・取り消しとなることがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓□

●生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。 アクサ生命カスタマーサービスセンター

TEL: 0120-568-093 (受付時間: 月~金: 9:00 ~ 18:00 土: 9:00 ~ 17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

●ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談室へご連絡ください。 アクサ生命お客様相談室

TEL: 0120-030-775 (受付時間: 9:00 ~ 17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

■指定紛争解決機関について

- ●この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。 (ホームページアドレス:https://www.seiho.or.jp/)
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

療保

その他重要なお知らせ

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

■団体取扱・集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- ●団体取扱・集団扱でご契約になれるのは、当該団体・集団の所属員・構成員の方のみです。
- ・団体・集団をご利用のご契約者が当該団体・集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。
- ●当該団体・集団から脱退後に、当該団体・集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法(経路)に変更が必要となります。
- ・他の払込方法(経路)に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

入院保障保険(プライム 60): 手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・ 無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60 日型〉

引受保険会社



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

取扱募集代理店・お問合せ先

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー TEL 03-6300-6745

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社 MCVP推進第2部

【照会先】法人ビジネス業務部 〒 108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450

Form No.0D4446(10.0) AXA-A1-2411-0867/9W2 2024.11.13

生活習慣会

特に重要なお知らせ(契約概要)無配当医療保障保険(団体型)

この『特に重要なお知らせ (契約概要)』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。 ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員(配偶者を含む)が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいた します。また「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」についてもご確認ください。

●商品名称

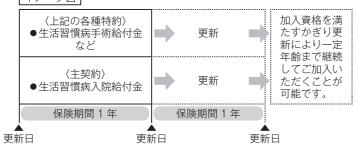
この制度は、無配当医療保障保険(団体型)(以下「主契約」) および以下の特約により運営されます。

[特約] 家族特約(配偶者用)、生活習慣病入院のみ担保特約、 生活習慣病短期入院特約、生活習慣病手術給付特約、 三大疾病診断給付特約

2商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、所定の病気による所定の入院等の保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図



※保障内容、保険料、加入資格等の制度内容はパンフレットの該当 箇所をご参照ください。

※加入する入院給付金日額はパンフレットの該当箇所より選択して ご加入ください。

❸保険期間について

- 2025年4月1日~2026年3月31日までの1年間です。以後、 1年ごとに更新していきます。
- 更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新 日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が 可能です。更新の限度につきましてはパンフレットの該当箇所を ご参照ください。
- ●脱退された場合、その時点で保障はなくなります。 ただし、保 険料払込期間の最終日で保障が終了します。

母保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出 し、更新日から適用します。

保険料、払込方法はパンフレットの該当箇所をご参照ください。

⑤給付金をお支払いする場合について

給付金をお支払いする場合については次頁の(別表)のとおりです。

6配当金について

この保険には配当金はありません。

砂返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

❸お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

■お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入 (金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

[保険契約者連絡先]

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター ライフサポートグループ 03-6300-6745

■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

⑨生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス;https://www.seiho.or.jp/)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に 連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契 約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指 定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保 険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10引受保険会社

この保険の引受保険会社は、以下のとおりです。 大樹生命保険株式会社

本店:〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

〔別表〕【お支払い内容の詳細】

給付金(特約名)	支払事由と金額	支払限度等
	舌習慣病(ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)を直接の原因と を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。	して、保険期間中に、治療を目
生活習慣病短期入院給付金 (生活習慣病短期入院特約)	1泊2日以上の入院をしたとき 生活習慣病入院給付金日額×入院日数(4日分まで)	1 入院につき4日分、 通算60日分
生活習慣病入院給付金 (主契約) (生活習慣病入院のみ担保特約)	継続して5日以上入院したとき 生活習慣病入院給付金日額×(入院日数一入院開始日からその日を含めて4日)	1 入院につき 120 日分、 通算 700 日分
生活習慣病手術給付金 (生活習慣病手術給付特約)	所定の手術を受けたとき、手術 1 回につき 手術の種類に応じて生活習慣病入院給付金日額の 40 倍・20 倍または 10 倍	同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
三大疾病診断給付金 (三大疾病診断給付特約)	責任開始期以後保険期間中に以下に該当した場合にお支払いします。 ①所定のガン(注)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき ②所定の急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき (労働制限を必要とする状態とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。) ③所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 三大疾病診断給付金はお支払いの条件に合致した都度お支払いします。ただし、ガンを原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合で、当該給付金の支払いの原因となったガンおよび当該ガンから転移したと確認されたガン(原発巣(最初にガンが発生した場所)が同じであると保険会社が認めたガン)については、三大疾病診断給付金を支払いません。また、急性心筋梗塞または脳卒中を原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合には、当該給付金の支払いの原因となった急性心筋梗塞または脳卒中(これらと医学上重要な関係があると保険会社が認めた疾病を含みます。)については三大疾病診断給付金を支払いません。	(注) 以下のガンは対象となりません。 (1) 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物(2) 上皮内ガン(3) 皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く)

※配偶者については、家族特約(配偶者用)による給付金になります。

※給付金をお支払いできない場合があります。詳細は「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」の「給付金をお支払いできない場合について」をご覧ください。

※各種給付金(主契約部分を除く)の支払対象となる疾病および各種手術給付金の支払対象となる手術の種類・給付倍率については、大樹生命ホームページ https://www.taiju-life.co.jp/for_corporations/guidebook/を参照願います。

※各給付金の支払限度日数については、契約が更新された場合にも更新前の支払日数(1入院、通算とも)が引き継がれます。

※各特約の通算支払限度に達した場合には、その特約は消滅します。

⚠️ 特に重要なお知らせ(注意喚起情報)無配当医療保障保険(団体型)

この『特に重要なお知らせ(注意喚起情報)』は、ご加入のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員(配偶者を含む)が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、「特に重要なお知らせ(契約概要)」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要な ことがらについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認く ださい。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写し をとり、保管してください。

※新規加入および増額申込み以降で、責任開始期までに告知に該当 する事項が生じた場合には、告知書の提出が必要となります。

●健康状態について、加入申込者ご本人がありのままを告知してください(告知義務)。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、web申込画面または「告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者が加入される場合には、その配偶者にも内容を周知いただきますようお願いいたします。

②生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しいただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされ

ても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、 引受保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

❸傷病歴があった場合にも、全てのお申し込みをお断りする ものではありません。

引受保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者 のお身体の状態すなわち給付金のお支払いが発生するリスクに応じ た引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容 によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に 告知してください。

◆告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、 給付金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことがらは、web 申込画面または告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、給付金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた保険料は、返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

●お申し込みの撤回について

この保険へのご加入のお申し込みの撤回はお取り扱いができない場 合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2責任開始期について

- ●お申し込みいただいた内容に基づき、引受保険会社がご加入を承 諾した場合、引受保険会社は所定の「加入(増額)日」から保険 契約上の責任を負います。ただし、所定の要件(加入者数等)を 満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(更新できま せん。)
- ●生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を 開始させるような代理権はありません。

❸返戻金について

「特に重要なお知らせ(契約概要)」をご参照ください。

♠給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、解除または免責等となり、給付金をお支払い できませんので、お申し込みに際し、特にご注意ください。 また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

1. 解除等によりお支払いできない場合

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保 険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- ●保険契約者または被保険者に詐欺の行為または給付金の不法取得 目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消し または無効とされたとき
- ●保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する 目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢 力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約ま たはその被保険者に対する部分が解除されたとき

2. 免責等によりお支払いできない場合

- ●入院・手術等の原因となる疾病が加入(増額)日前に生じていた とき。なお、その疾病について告知いただいた場合でもお支払い の対象にはなりません。ただし、加入(増額)日から起算して2 年を経過した後に開始した入院・手術については、加入(増額) 日以後の原因によるものとして入院給付金・手術給付金をお支払 いします。
- ●その他詳細については約款に基づき運営されます。

⑤生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入してい ます。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破 綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護 の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の給 付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険 契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820 ホームページアドレス: https://www.seihohogo.jp/

⑥信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束 した給付金額等が削減されることがあります。

●個人情報の取り扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、富士フイルムビジネスイノベーシ ョン株式会社(以下、保険契約者)は、web 申込画面または申込 書類に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)を本 保険制度の事務手続きのため使用し、保険契約者が保険契約を締結 する引受保険会社(大樹生命保険株式会社)へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご 継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関 連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契 約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、 商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために 利用(注)し、また、保険契約者に上記目的の範囲内で提供します。 なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、保険契 約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取 り扱われます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ) 情報については、保険業 法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認 められる目的に利用目的が限定されています。

❸お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

■お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容 等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合 わせください。

■給付金のお支払いに関するお手続きについて

●代理請求人について

三大疾病診断給付特約に加入している主契約の被保険者が三大疾 病診断給付金の支払事由に該当した場合で、当該被保険者が三大 疾病診断給付金を請求できない特別な事情があるときは、当該被 保険者の同意を得て所定の範囲内であらかじめ指定した「代理請 求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。代 理請求人に対してお支払事由および代理請求ができる旨お伝えく ださい。

- ※代理請求人として指定できるのは次のいずれかの方です。
- ①被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上
- ②被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の3親等 内の親族
- ※指定された代理請求人がご請求時に上記①②の条件に該当しない 場合、指定は無効となります。また、加入時に指定した代理請求 人は変更することができます。
- ※ web 申込画面または申込書に代理請求人の指定がない場合には 代理請求はできません。
- ●給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要があり ますので、給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払 可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等につ いても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。
- ●お支払い事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合または お支払いできない場合については、パンフレットの該当箇所にも 記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ●給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっ ては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがあ りますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険契約 者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先]

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター ライフサポートグループ 03-6300-6745

■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡 先にお申し出ください。

[引受保険会計連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

⑨生命保険協会の「生命保険相談所」について

「特に重要なお知らせ(契約概要)」をご参照ください。

ご加入にあたっての留意点

【入院】

●生活習慣病の治療を目的とする入院であること。 医師による治療が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、所定の「病院または診療所」に入り、 常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【病院または診療所】

「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または診療所またはこれと同等と保険会社が 認めた日本国外にある医療施設とします。

- ●その被保険者についての責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病を直接の原因とし、保険期間中に開始し た入院であることを要します。
- (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発病した所定の生活習慣病 を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過し た後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみ

を保険者が生活習慣病入院給付金のお支払い事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった生活習慣病が、同一か医学上重要な関係があると保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、生活習慣病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、 180 日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

生活習慣病 入院給付金に

関する補足

医療保障保険

契約内容

登録制度

用語の定義

●転入院または再入院した場合 生活習慣病入院給付金のお支払いについて、被保険者が転入院または再入院をした場合には、転入院または再

被保険者が生活習慣病人院給付金のお支払い事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約 のその被保険者に対応する部分を更新しない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の 入院とみなします。

●入院した原因が複数である場合

①被保険者が生活習慣病入院給付金のお支払い事由に該当する入院を開始したときに異なる生活習慣病を併発 していた場合またはその入院期間中に異なる生活習慣病を併発した場合には、その入院開始の原因となった 生活習慣病により継続入院したものとみなします。

②生活習慣病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に生活習慣病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその生活習慣病の治療を終了した日までの入院については、生活習慣病を 直接の原因とする入院として取り扱います。 ③生活習慣病による入院中に併発した生活習慣病以外の疾病によって入院日数が延長されたときには、保険会

社がその生活習慣病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入 院に限って、生活習慣病による入院とみなします。

「医療保障保険契約内容登録制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同 利用について

無配当医療保障保険(団体型)、医療保障保険(団体型)または医療保障保険(個人型)(以下「医療保障保険」といいます。)にご契約いただいた場合、当社(大樹生命保険株式会社)は、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、下記 のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます

- (一社)生命保険協会および(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険 会社等」といいます。)とともに、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用 ております。
- ●医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、当社は(一社)生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、 その登録事項は消去されます。
- (一社) 生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、(一社) 生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。
 当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の関于を求め、その内容が東京と知識している場合には、訂正
- 険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正 を申し出ることができます。また、次のア)〜オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、 利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社の担当者にお問い合わ せください。
- ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合 ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合 エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって 個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれが ある場合

【登録事項】

(1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(医療保障保険) (3)治療給付率 (4)入院 給付金日額 (5)保険契約の種類が無配当医療保障保険(団体型) または医療保障保険(団体型) の場合、保 険契約者名 (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、保険契約者の住所(市・区・郡まで)

(7)契約日 その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協
- 会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。 「医療保障保険契約内容登録制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/medical_security.htm) をご確認ください。

大樹-KB-2024-465

1EMO	